

平成24年12月11日から
平成24年12月13日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成24年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月11日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について	8
認定第2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	8
認定第3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	8
認定第4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	8
認定第5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	8
認定第6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について	8
認定第7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	8
総務経済委員会所管事務調査報告	9
一般質問	10
黒沼俊幸君	11
本多耕平君	13
深見迪君	22
長尾式宮君	34
報告第6号 専決処分した事件の承認について	38
議案第63号 工事請負契約の締結について	39
議案第64号 標茶町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第65号 標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第66号 標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第67号 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第68号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第69号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第70号 標茶町暴力団排除条例の制定について	55
延会の宣告	59

第 2 号 (12月12日)

開議の宣告	63
議案第71号 標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第72号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第73号 標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第74号 標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第75号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	82
議案第76号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	82
延会の宣告	123

第 3 号 (12月13日)

開議の宣告	127
議案第75号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	127
議案第76号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	127
議案第77号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	201
議案第78号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	201
議案第79号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	201
議案第80号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	201
議案第81号 平成24年度標茶町病院事業会計補正予算	201
議案第82号 平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算	201
選挙第1号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	208
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)	209
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)	209
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	209
日程の追加	209
議案第77号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	209
議案第78号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	209
議案第79号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	209

議案第80号	平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	209
議案第81号	平成24年度標茶町病院事業会計補正予算	209
議案第82号	平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算	209
	(議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・ 議案第81号・議案第82号審査特別委員会報告)	209
閉議の宣告		210
閉会の宣告		210

平成24年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年12月11日（火曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定
について
認定第 3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第64号 標茶町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第65号 標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第66号 標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
議案第67号 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第12 議案第68号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第69号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第70号 標茶町暴力団排除条例の制定について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

11番 熊谷善行君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから平成24年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時01分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

2番・長尾君、 3番・菊地君、 4番・本多君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月13日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足をいたします。

一点目は、除雪車両の作業中の事故についてであります。

12月9日早朝6時35分、虹別地区道道中標津標茶線と町道虹別17号線の3差路交差点付近を、町直営除雪車両が除雪作業のためバックする際、道道を虹別市街から来た大型貨物トラックの助手席付近と除雪車の右後方とが接触し、貨物トラックは道道の側溝に逸脱したものでございます。相手側の貨物トラックの運転者につきましては、町立病院にて診断を受け、1、2週間程度の腰の打撲と診断された状況であります。なお、2名の町職員については、

怪我はありませんでした。警察の現場検証等は終了しておりますが、詳細につきましては、改めて報告させていただきます。

安全作業の励行につきましては、日頃から留意しているところではありますが、今回の事故発生に当たり関係職員を緊急招集し、「緊急安全会議」を開催して安全作業について厳しく再確認したところであります。事故が繰り返されないよう、より一層努力をしてまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

二点目は、「第6回不法投棄クリーン作戦について」であります。

10月27日、自然の番人宣言、第6回不法投棄クリーン作戦を実施しましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

このクリーン作戦は、自然を壊すポイ捨て、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」を合言葉とする自然の番人宣言事業として、平成19年度から毎年秋に、各町内会地域会、クリーンタウン推進員、自然の番人宣言協賛事業所様の参加により実施をいたしました。

本年度は、約100名の参加により阿歴内地域から要望のありました町道阿歴内遠野線1.3キロメートルの区間で実施いたしましたが、この区間は広域農道として整備され、交通量の増加とともに残念ながら不法投棄もふえてきておりました。

当日は、可燃ごみ520キログラム、不燃ごみ460キログラム、合計960キログラムのごみを回収いたしましたが、その中には、テレビ2台、洗濯機2台、消火器1本など大型の物も投棄され、参加者からは驚きの声とため息もあり、今後、必要に応じて警察署の協力も得ながら対応してまいりたいと考えております。

これからも、豊かな標茶の自然を次世代に引き継ぐため、ポイ捨て、不法投棄撲滅を目指し、「自然の番人宣言」の活動充実に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、「公園施設への車両の不法侵入について」であります。

先般、同一と思われる車両の公園施設内への侵入による被害の発生とその後の対応についてご報告申し上げます。

11月16日早朝、ときわパークゴルフ場内に車両が侵入した跡が見られるという通報を受け、建設課と教育委員会職員による現場確認をしたところ、車両侵入防止用のチェーンを外し、コース内に侵入後、広範囲にわたり蛇行走行した跡が見られ、芝生の一部がめくれる等の被害を受けました。現場調査後、弟子屈警察署標茶駐在所に被害報告を行い、あわせてパトロールの強化をお願いしたところであります。

しかしながら、被害発生から6日後の11月21日の朝、また走行跡があるとの通報を受け、前回同様に現場確認を行ったところ、ときわパークゴルフ場以外にも、釧路川左岸の旧風雲橋下の河川敷サッカー場、同じく左岸開運橋下のバックネットが設置されている球場、さらに駒ヶ丘公園内のスキー場斜面、多目的運動広場グラウンドと複数個所に及ぶ公園施設への車両侵入の走行跡が確認されたことから、再度、弟子屈警察署標茶駐在所に被害報告を行い、被害施設数箇所に警察と町による「不審車両の目撃情報を呼びかける看板」さらに、車両進入禁止看板の増設を行い、侵入防止の強化を図ったところであります。その後は同様の車両侵入は確認されておられません。

町及び弟子屈警察署によるパトロールも継続的に行われておりますが、公園施設は町民の

憩いの場として安心して安全に利用されるもので、このような心無い行為は許されるものではありません。今後もさらに住民からの情報提供もいただきながら警察との連携を図り、再発防止に努めてまいり所存ですのでご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成24年第4回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下八点につきまして補足し、ご報告いたします。

初めに、学校統廃合についてであります。

学校規模の適正化により教育効果の向上をはかるために、将来の児童生徒数の推移等により、PTA、地域全体で統合への話し合いをしていただくこととしております。

この度、11月27日に中御卒別地域振興会長及び上御卒別地域振興会長、中御卒別小学校PTA会長、学校関係者の方々が来訪され、中御卒別小学校について、将来の児童数が減少傾向で推移することを踏まえ、PTA、両地域振興会ともに協議した結果、「平成25年度末をもって中御卒別小学校を沼幌小学校へ統合することに地域として決定した」旨、申し出がありました。

今後、詳細な事項につきましてPTA、地域と十分協議を行い統廃合に向けた事務手続き等を進めてまいります。

二点目は、今年は全国的にいじめによると思われる児童生徒の自殺が相次いで報道され、全国、全道において、いじめ問題に対する関心が高くなっております。

本町においては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見、早期対応と未然防止に役立てております。

先月11月に実施いたしました後期分の結果についてご報告いたします。

まず「4月からこれまでいじめられたことがある」と答えた児童生徒は、全体の約1割程度おりました。また、「どないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学校ともに多いのが、「悪口」で、次に「仲間はずれや無視」でした。「いじめられたとき、誰に相談しますか」の質問では、小学校は父母・先生・友人の順、中学生では友人・父母・先生の順となっております。

本町におけるいじめ実態調査は、本人がいじめであると申告したものは全て取り上げ、指導の対象としているものです。今回の調査でも、すべての事例に対してその原因を探り、指導に当たっております。また、いじめ防止への対策として、全小中学校における「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」に取り組み、リーフレットを作成し、保護者や地域に配布し啓発をしているところであります。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

三点目は、「平成24年度全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

全国学力・学習状況調査の結果については、道教委による発表では、小中学校ともに知識を活用する力に、引き続き課題が見られるなど、依然として深刻な状況が続いているものの基礎学力については改善の兆しが見えつつあるとしています。

標茶町の状況について申し上げます。

全体的な学力学習状況の傾向としては、全道と同様に知識、技能を活用する力について課題が見られるものの改善の兆しが見えるものとなりました。

小学校国語科においては、目的や意図に応じ、必要となる事柄を整理して簡潔に書くことや漢字の読み書きなど、書くことの領域に課題が見られました。また、算数科においては、少数や分数を伴った四則計算、百分率や割合の問題において課題が見られました。

中学校においては、国語A B、数学Bにおいて全国の平均正答率を上回るなど大変よい状況にあります。国語科においては、漢字を正しく書くこと、相手の発言を注意して聞き、自分の考えを具体的に書くことなど、書くことの領域に課題が見られました。また、数学科においては、比例の問題や、理由を数学的な表現を用い説明する問題に課題が見られました。

今年度行われました理科につきましても、小中どちらも基礎学力・活用力ともに満足できる状況にあり、楽しみながらしっかりと学習している様子がうかがえるものとなりました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

基本的な生活習慣に関しては、朝食をとる、睡眠時間、挨拶をするなどについては、全国、全道と比較し概ね良好となっていますが、家庭学習をする時間については、引き続き課題が見られました。

以上、町内の状況について報告いたしました。今回の調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

なお、12月に実施予定であります町独自の学力・生活学習意識調査も含め、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、町としての支援プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

四点目は、第40回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月22日、57チームの選手・補欠あわせて490名の参加により力走が繰り広げられました。今年は40回を記念して標茶町外の参加枠を設け、中学女子、高校男子、高校女子、一般男子から計10チームの参加がありました。また、ゴールを役場前からトレーニングセンター前に変更し、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの一部を通行止めさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と応援者が一体となった様子が大会を盛り上げました。

五点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成24年度標茶町スポーツ表彰式が、9月22日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰はスポーツにおいて優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、4個人であります。

スポーツ活動における「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」として、柔道の全道大会で3位となった標茶柔道スポーツ少年団の藤本安理さん、同じく柔道の全道大会で3位となった標茶柔道スポーツ少年団に所属しておりました現在、釧路湖陵高校1年の田

中風花さん、また、弓道の全道大会で優勝を果たした標茶高校に在籍されておりました原下賢二さんが晴れある表彰を受賞されました。

最後に、「スポーツの振興に寄与したもの」として、磯分内スポーツ協会から推薦された開運在住の本間正文さん、本間さんは協会事務局として、自らも長靴アイスホッケー、ゲートボール、パークゴルフ、ゲートカーリング、駅伝、ミニテニス等に積極的に参加され、協会活動の発展と磯分内地域におけるスポーツの普及に尽力され、顕著な功績を残されました。

今回、受賞された皆さんが、今後さらに精進して活躍されることを期待するものであります。

六点目は、「標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施していただいております。今年は、第31回で関係機関、団体の協力を得て11月23日標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催されました。また、今年も大会運営を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであり、発表者については、小学生の部が9校10名、中学生の部6校7名と合わせて17名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、塘路小学校6年宍戸大夢くん、中学生の部、最優秀賞には、阿歴内中学校2年畠山瑠加さんが選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の畠山さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

七点目は「標茶町文化講演会」についてであります。

この事業は関係団体、個人などによる実行委員会の主催で12月2日に開催されました。22回目を数える今年は、第36代元WBC世界フライ級王者として活躍された内藤大助氏を招いての講演会開催となりました。当日は、午後1時から「いじめられっ子のチャンピオンベルト」と題しての講演となりました。

内藤さんは、ボクサーになるまでの道のりや世界チャンピオンそして引退までのエピソードを柔和な口調で語りかけました。会場には350名を超える観客が詰めかけ、大変好評を博し、盛会裏に終えたところであり、今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

八点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

9月17日に東京武道館で開催された「マルちゃん杯全日本少年柔道大会」に標茶柔道少年団が出場しました。1回戦で、全日本チャンピオンを擁する大原町少年柔道教室（千葉県）と対戦し、健闘しましたが「2対2の内容負け」という惜しい結果になりました。

次に管内中学校野球部員で構成する「釧路Kボール釧路選抜」に標茶中学校野球部員3名が選ばれ、9月に行われた公式戦「北海道知事杯争奪Kボール秋季大会」において、見事優勝し、10月6日から千葉県で開催された「第7回Kボール全国中学生秋季大会」に4年連続

で出場しました。結果につきましては、1回戦で惜敗となりました。

また、11月3日開催の「全道空手道選手権大会」（全日本空手道連盟糸東会主催）において、中茶安別中学校3年庄野克基君が3位となりました。

文化面の活躍では、中茶安別小中学校が「学校林を生かした特色ある教育活動を通じて、児童生徒の健全育成への取組み」が評価され「第37回釧新教育活動賞」を受賞いたしました。

また同校の小学校6年田村くるみさんが、「緑化活動啓発作品展・作文の部」（公益社団法人・北海道森とみどりの会主催）において最優秀賞を、同じく「ポスターの部」で同中学校3年中島千穂さんが激励賞を受賞いたしました。

次に「全道学校書道展」（北海道書道教育連盟主催）において阿歴内小学校5年小野寺愛香さんが特選を、また「どうしん小学校新聞グランプリ」（北海道新聞社主催）で同じく小学校4年小野寺香華さんが佳作に入選いたしました。

今後さらなる活躍を期待するものであります。

以上で今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（平川昌昭君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（平川昌昭君）日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君）質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、認定7案を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長(平川昌昭君) 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長(林 博君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1、調査事項 (1) 標茶町の財政の現状について。

総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時、場所については記載のとおりです。

1、調査事項 (1) 標茶町の財政の現状について。

2、出席者についても記載のとおりです。

3、調査の経過及び内容。

本町の財政の現状について、平成23年度決算状況(見込)と将来の見通しについて、企画財政課より説明を受け質疑を行った。

一般会計の平成23年度決算状況は、省略させていただきます。

10年後の見通しについては、試算に当たっての前提条件として、基本的に歳出については第3期行政改革実施計画、総合計画3カ年実施計画、過疎計画などの現行制度に基づき、歳入については地方交付税や臨時財政対策債は各年度3%の減少として試算している。

なお、財政調整基金、備荒資金については取り崩した翌年度以降10年間で積戻しをする試算をしている。

また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、平成26年4月1日から消費税の段階的な引き上げが行われることとなった。あわせて「地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方消費税率の引き上げ、消費税に係る地方交付税率の変更が規定された。

この法律は、それぞれ附則で税率の引き上げにあたっての措置として、法律の施行の停止

をする条項も含まれている。このため、現状においては消費税率の改正の有無によって財政見通しの試算に相当の差異が生じるため、試算については消費税現行税率と消費税税率改正の場合のふたとおりの説明を受けた。

消費税現行税率の場合、平成25年度では歳入90億5,200万円、歳出99億3,100万円、財源不足は約8億7,900万円、10年後の平成34年度では歳入71億5,500万円、歳出92億3,300万円、財源不足は約20億7,800万円が見込まれる。

消費税率が改正された場合、歳入については地方消費税交付金の増額、町の課税対象収入の税率改正部分の増額が見込まれるが、普通地方交付税については地方消費税交付金の増額分が基準財政収入額に加算されることから、75%相当額の減額が見込まれることから、交付税総額では増額は望めない状況である。平成34年度の歳入は72億3,000万円、歳出は課税仕入れの部分で改正後の税率で試算すると95億2,600万円、財源不足は22億9,600万円となる。

いずれの場合もこの財源不足については、各年度各種基金等を取り崩しすることにより財源調整をし、この間収支不足額は発生しないが、基金の残高は平成28年度以降減少し、平成39年度には基金残高が底をつく。消費税率の改正が行われた場合は、さらに2年早まることが予想されている。

地方債の残高は平成25年度で102億4,400万円、平成34年度で68億6,100万円となる見込みである。

4. 委員会の所見

本町における財政の現状は、過疎化、少子高齢化及び長引く景気低迷の中ではあるが、行財政改革による経費節減、歳出の抑制、基金残高により安定していると思われるが、今後検討課題となる庁舎の耐震化における対応や、景気の動向、国政の状況などにより大きく財政状況が変化することも想定されることから、行財政改革をはじめとする歳出の削減や町税などの収納率向上をはじめとする自主財源の確保をさらに推し進めながら、国の有利な制度を活用し、今後も一層努力をし、将来に向け持続可能な健全な財政運営を行うことを期待する。

以上で総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を、終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番・黒沼議員。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） 私からは、さきに通告した質問についてお話をいたします。研修牧場建設に取り組むべきという演題でございます。

本町の生乳生産量が平成23年度は15万9,000トンとなり、平成21年度の16万6,000トンから約4%ちょっと減となっております。本町の酪農は、戸数の減は酪農家を取り巻く規模の拡大で生産が縮小しないで推移してきましたが、昨年は搾乳中止者が11戸あったことが減産の大きな要因だと考えられます。平成24年度になっても離農がゼロになるというような見通しはなく、本町農業の大きな課題であると存じます。

私は、近隣の町村が成功している研修牧場の立ち上げが急務であるとともに、新規就農者を積極的に募集し、研修牧場で2年ないし3年間実地研修を行い、離農した牧場に就農する制度が必要と考えておりますが、具体的に次の2点についてお伺いをいたしたいと思っております。

第1点目は、平成21年から23年の間に何戸の方が新規就農しているのか。

2点目については、現在JAしべちゃが研修牧場を平成26年に建設する意向であるが、町長はこの点にどのように関わっているかについて質問いたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・黒沼議員の研修牧場建設に取り組むべきとのお尋ねについてお答えをいたします。

まず、第1点目の平成21年度から平成23年度までの新規就農の実績ですが、この期間にあっては実質2名の新規就農予定者がおりましたが、1名は町外に転出しての就農、もう1名は町内で就農しようと進めていたものの途中で断念したため、実績はございません。

しかしながら、アグリモニターとして受け入れた女性1名が町内の酪農後継者と結婚するに至ったという実績がございます。

また、2点目のJAが検討している研修牧場と町とのかかわりですが、JAと今回提携して研修牧場を設立しようとしている法人との間で持たれた検討会議に町に参加要請があり、担当課長を出席させています。この参加要請の背景には、町にも何らかの形でかかわってほしいという思いがあつてのことと理解をしております。新規就農希望者の受け入れは、これまでも関係機関の中で十分協議をし、本町に最適の方法として研修牧場ではなく、個別の指導農家での研修という形をとってきたという認識であります。昨今の就農希望者にあつては研修牧場や企業体での研修希望が多いのも事実でありますことから、JAみずからが取り組もうとしていることは画期的なことであり、今後、しっかりと意見交換をしながら、できる限りの支援を考えたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 2点目のJAしべちゃが現在、研修牧場を立ち上げるべく、私のお伺いするところでは、この年末の各地域での地域懇談会でも構想が発表されているところと聞いております。その内容につきましては、かなり大きな規模を目指しているようでござい

まして、300頭程度の成牛で、フル生産になると約3,000トン近く年間生産されるというようなことで、今までJAがこういう事業に取り組んだことはないというふうには思っておりますので、うまくいくようになるべく私どもも協力してまいりたいと考えておりますが、何といたしましてもこの大規模な研修牧場の立ち上げは25年から26年にかかって補助事業を導入して建設予定地もまだ未定なことから、行政の指導も得て基盤を確立したいというふう聞いております。この点について、具体的にある程度相談を受けているかどうかについてお聞きしたいことと、もう一点は、行政が果たすべき役割ということは、ニューホーム対策も今まで行政がやってまいりましたが、新規就農者をJAレベルだけではいろいろ募集したりお世話することが難しいのではないかと考えておりますが、今までの経験を生かして募集とか新規就農者の希望を個々に、どういう考えを持ってどういう農場で働くとか、農場を経営したいとか、そういうソフトの面をやはり行政が一番先に目指すことが大事でないかと、こう思っています。この点について、町長にお考えあればお聞きしたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 行政のかかわり方としてどうあるべきかということについては、いろんなご意見もあろうかと思えますけれども、私はこれまでもいろいろな機会にご答弁をさせていただいておりますように、この問題は基本的には経営者もしくは農協さんを初めとする企業体の方向性を町としてどういった形で支援をしていくのか、また共有していくのが大事であると、そういうふうと考えております。

今回の研修牧場につきましても、この議会の場でも何回もご答弁をさせていただいておりますけれども、研修牧場というのは、管内で言いますと浜中町にございますし、隣の根室には別海町という形があります。ただ、その中で標茶町が指導農家の実習という形で進めてきたという経過にありまして、それはそれなりに農協さんの考え、私どももそういったことも必要だということで支援をしてきたわけでありまして。

今回、研修牧場ということになっておりまして、私どものほうにも協力要請がありますので、それについてはどういった形がいいのかについては、るる相談をさせていただいております。ただ、議員もただいまご指摘になりましたように、具体的な場所と申しますか、それから想定する規模等は決まっておるのですけれども、例えば草地面積であるとか、もう少し形が見えてこないかと、町としてどういった形の支援ができるかということについていうと、はっきりまだお答えをできない状況であります。

ただ、いずれにしても、いわゆるスタートでのイニシャルコストをどう負担していくのか、またその後の運営のランニングコストについてどういう支援が可能か等々については、これからは議会の皆さん方等のご意見も承りながら、また議会の産建委員会の中でもいろんなご指摘をいただいておりますので、そういったことも踏まえながら、そしてまた大きいことは、実は昨日ちょっと道のほうに要請に参ったときに、農政部の方とお話をさせていただいたのですけれども、どういった補助事業、交付金事業が利用可能か等々についても、そういったところも情報交換をしながら、農協さんが目指す形の中で、また町民の皆さん方も応援できるような形の中で、この研修牧場の立ち上げができれば一番いいと、そのように考えておりますので、そういった意味でこれからは連携を密にしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

また、ニューホームの関係につきましてご質問ございましたけれども、これにつきまして、今までも農協さん、それからいろいろな関係者の皆様方のご意見を承りながら、私どもとしては一番効果的な手法ということで進めてまいったつもりでありますけれども、今日的な時代背景等々もありまして、若い人の意識構造も変化している、そういったことも踏まえながら、どうすれば効果が上がるという言い方は変かもしれませんけれども、事業の目的に沿った形で運営ができるか等々については、これからも積極的に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 私が抱負に思っている、ぜひこの研修牧場が立ち上がればいいなということ、町長も積極的に補助事業に関しても相談に乗っていただけるようなお話もいただきましたので、ぜひこの牧場が積極的に標茶の新しい形の就農支援とか、いろんなことの基地になるようなことを私は願っておりますので、私の考えをお伝えして、質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で6番・黒沼君の一般質問を終わります。

次に、4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから通告に沿って2点、町長、さらには教育長のほうに所見を伺いたいと思います。

まず、第1点目でありますけれども、昨年の3月11日、東日本大震災、そしてその津波などの大きな災害が発生いたしました。そんなことを受けて、市町村間で職員あるいは物資を融通し合うというようなことでの先般、釧路におきまして8市町村防災基本協定が9月24日に調印されたということを過日、町長のほうから行政報告でありました。

新聞報道によりますと、その制定、災害におけます独自の対応がとられるようなことをどういうふうにすればいいのかというようなことが取り沙汰されているというよりも、その調印の内容が報道されておりました。特に、具体的には、1つには職員やボランティアの派遣、2番目に救助活動に必要な車両や衣料品、生活必需品などの資機材の提供、3番目には被害者のための避難所の協定など、また緊急を要する場合には要請がなくても各市町村は自主的に支援を行うこととしたという報道がなされておりました。

本町におきましては、これらについて、どのように具体的に支援、応援体制を構築する計画があるのか、町長の所見を伺いたいと思います。

さらに、先般、道の新しい津波浸水予測図では、太平洋沿岸には甚大な被害が及ぶと想定されることが報道されております。各自治体では改めて防災計画の策定が急がれていると思います。甚大な津波を予想した場合、本町への影響はどのようにあるのかなのかということも考えておられるのかについても、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番・本多議員の釧路管内防災基本協定の具体的な支援、応援体制の計画についてのお尋ねにお答えをいたします。

ご案内のように、9月24日、釧路管内全市町村による地震や津波などの大規模災害時に、人的支援や物資提供などの協力支援体制を柱とした「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結したものであります。

初めに、本町としての支援、応援体制についてのお尋ねでございますが、協定では、被災した市町村が独自で十分な応急措置が困難な場合、他の連携市町村に応援要請ができるものとしており、具体的には人的支援、資機材及び生活必需品等の提供、代替事務所、避難所等の提供を想定しております。

基本的には、現在の町地域防災計画の中で対応することとしておりますが、今後は9月24日に管内各市町村、釧路開発建設部、釧路総合振興局の関係機関で発足した「釧路管内地震・津波防災対策連携会議」において協議調整する中で、新たに計画等の見直しが必要となった場合には、その対応をとってまいりたいと考えております。

次に、予想される最大津波の場合における本町への影響についてのお尋ねでございますが、ことし6月に道の防災会議地震専門委員会が太平洋岸津波浸水予想図を発表いたしました。その想定では、道東沿岸部の津波の高さは、釧路市沿岸で19.8メートル、厚岸町では28.8メートル、浸水域については、釧路市の場合、海岸線から10数キロまでの予測となっていることから、本町への直接的な影響は極めて低いものと判断をしております。

基本的には、津波が発生したときの対応は、その規模や状況にもよりますが、大規模災害になると海岸市町村からの避難者受け入れを初め電気、通信などのライフライン、交通、流通網の寸断などによる生活や経済への影響が大きく、広域連携により対応するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 今のお話を聞いて、3・11、東北においてもあそこまで大きな事故になり、あるいはまた災害になったという中に、当時よくはやった言葉と申しますか、失礼ですけれども、いわゆる想定外、想定できなかった、想定外という言葉が非常に報道されましたし、科学者によってもそんな言葉がよく出されておりました。

ただ、今のお話を聞いていますと、かなりまだ予定的に災害というのはいつ発生するのかわからないし、また予測が不可能だというようなことから、ある意味においてはまだ町長は少しゆとりのあるご答弁を私は聞いたわけですが、行政としては住民の財産あるいはまた生命を守るという大事な、あるいはまた行政としていかなければならない計画を私はいち早く立てなければならぬと思っておりますし、その方向で8市町村が自主的に協力し合うですとか、あるいはまたその体制の中で災害を最小限にとどめていくという方法がとられていくのかと思うわけですが、本町において、先ほどの町長のご答弁ですと、大きな津波を予想するという事の中で、釧路沿岸、釧路市においては18メートル強というようなことのお話がありました。となりますと、塘路湖の場合の海拔をお聞きいたしますと、海拔10メートルぐらいというような話も私ちょっと先にお聞きいたしました。予測ですけれども、単純に塘路湖の場合は海拔例えば10メートルと申しますと、先般の3・11のいわゆる予測不可能だったところまでの津波ということを考えますと、今、町長がおっしゃられたように、本町においては極めてその被害は低くあるというふうに今ご答弁なさいました。そんな意味で、もう少し緊張感を持った本町への大津波への対策というのは、私はもう一度考えるべきでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

想定外というのは、想定できないから想定外のことでありまして、どこまでを想定して対応するかということになりますと、これは単純に言葉だけの話ではないのかなということで、やっぱり想定した条件の中でしか安全は確保できないというぐあいに考えております。ゆとりがあるとか緊張感がないというお叱りをいただきましたけれども、専門家の皆さん方の出された数値を私どもは信用するしかないわけでありまして、その中で釧路についていうと内陸までの影響があるのはこの程度であろうというぐあいに発表されておりますのに、それに基づいて本町への影響は極めて少ないのではないのかなというぐあいに認識をしているということでございます。

これは、毎年繰り返しております町の防災訓練等々でも私は皆さんに申し上げておりますけれども、本町において想定しなければいけない災害というのは、やはり大規模地震と、それと昨今の異常気象等々による集中豪雨、それが原因となります釧路川の氾濫ではないのかなというぐあいに考えておりまして、本町といたしましても、そういった災害を想定してどういった効果的な避難体制が構築できるのか、そのことを今主眼に防災対策というものを考えているということございまして、塘路湖の水位ですか、高さが、海拔がこの程度だから、もし来たらどうするのだと、それを想定しろということに関して言うと、私はやっぱり優先順位からいって、先ほど申しましたように、本町において考えられ得る想定できる災害に対する対策のほうを優先させるべきではないのかなという考え方で対応をしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 私は科学者でもないですし、報道なり、あるいはまた3・11の震災のあの実態を見ながら、想定という言葉はどう判断するのかということ町長にもお話を聞いたわけですが、前段申し上げましたように、災害というのは予測不可能な場合があるということだけは私は町長に認識をしていただ……、もちろん町長も認識しておられるから、町の防災計画については総合的な判断の中で優先順位を決めながら随時計画を立てているのだということで、私は否とはいたしませんけれども、最悪の想定ということは抜きにいたしましても、先般の東日本についても、立地条件もありましよう、環境もあつたことでしょう、しかしながらあの津波の予想というのは本当に想定できなかったというのが当時十分報道されておりました。

したがって、私は単純に、知識はないわけですが、塘路湖のあるいはまた湿原から上ってくる万が一の津波の場合、塘路地区のことはどうなのかなということを実は心配いたしましたし、先般の東日本のときにも遠矢地区まで釧路の流木が津波によって流れてきたのも私は見えています。そんなようなことから、万が一、本当に18メートルあるいは20メートルの津波が来た場合、塘路湖がどうなるのかなというようにも踏まえて、私は塘路地区の皆さんとの防災計画についても、あるいは住民との懇談についても、改めて想定ということではなくて、言葉をかえれば万が一のときの避難体制ですとか、あるいは命を守るというようなことでの住民が、町民あるいはまた塘路地区の方々が意識を持っていただくようなやっぱり町としての方向性を、ある意味では住民の方々と懇談もしておくことも必要ではないかなと思うわけです。

繰り返しますけれども、災害はいつ、どう起きるのかということは予測がつかないわけですから。改めて町長に、前段答弁をいただきました総合的なことで防災計画は組んでいるということですので、改めて町のほうにぜひその分野については住民の財産、生活、命を守るのだという立場でもってのご計画をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的にはおっしゃるとおりだと思いますので、やはり住民の皆様方が安心・安全な生活をどうやって獲得していくか、そのために町としてどういった施策を組み立てていくかと。ただ、そのことと科学的な見地というものは、専門家の皆さん方の意見を伺いながら、万が一あり得るかもしれないということにどこまで対応できるかどうか、これはやはりコストの問題等々もございまして、想定できないことを想定しろというのも非常に困難なこと、そういった状況であることもぜひご理解を賜りたいと思いますし、住民の皆様方が安心できるように説明責任というものを果たしていくのも私どもの非常に大事なことだと思っております。

それと、私は、大事なのはやはり防災意識をどうやってみんなで共有していくのかなと、そういうことではないのかなと思っておりますし、また季節的なものとか、いろんなこともございますので、そこら辺については住民の皆様方と十分情報交換をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） それでは、次の質問を移りたいと思います。

実は、私は昨年の6月の定例会において、議員になって初めての質問をさせていただきました。本町の基幹産業の振興施策ということで新規就農者への支援の問題、先ほど黒沼議員からの発言もありましたけれども、ニューホーム推進事業の問題、農業振興会議のあり方、あるいはまた経済団体との連携、さらには農業共済組合の合併問題など5点について、私は、昨年、町長の所見を伺いました。

今回は私は、改めてニューホーム推進事業について町長に再度所見を伺いたいと、このように思います。

まず、先般、決算委員会において、平成23年度の総括から、24年度本年度のニューホームの推進事業についてどのような展開があったのか、さらには23年度のもし反省点があつて24年度改めて事業展開の内容が変わったとすれば、あるいは変わったものがあるとなれば、その辺についてまず伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 引き続きまして、本多議員からのニューホーム推進事業を再検討してはいかがとのお尋ねについてお答えをいたします。

議員からご指摘のニューホーム推進事業は、町が設置する標茶町ニューホーム推進協議会に対する事業費補助を行っているものでありまして、具体的な事業展開につきましては、JAを中心とした協議会組織で検討推進しているところをまずご理解いただきたいと思います。

そこで、ニューホーム事業の平成23年度の総括から今年度どのように事業が進められているかということですが、平成23年度においては、道内女性を対象とした酪農体験受け入れ事業、NPO法人主催の研修会と交流会への参加、北海道農業青年と関西女性との交

流会への参加を実施しておりますが、これらの総括として、独自事業の拡充、町内や近郊在住の女性を対象とした事業展開、女性後継者や従業員のパートナー対策にも取り組むべきなどの意見や、青年に対する研修や交流会の企画までを専門企業にお手伝いしてもらい意見などが出されております。

今年度のこれまでの取り組みは、関西女性との交流会に本町から2名の青年が参加、NPO法人主催の研修、交流については参加希望を募りましたが、残念ながら希望がありませんでした。

事業を再検討してはいかがかということでございますが、推進協議会では、これまでも対象者のニーズに合わせるべく、後継者だけでなく親も対象としたアンケートを行い、対象女性を道内に変更したり、交流会の内容について自分たちがやりたいようにさせてほしいという要望が青年から出たときは、企画段階から参画してもらったりと柔軟な対応をしてきていると、そのように認識しております。今般、茶安別地域の青年部が中心となって取り組んだ友達づくり活動は大変盛況だったと聞いておりまして、これら地域などの主体的活動は大いに歓迎すべきものであり、ニューホーム推進協議会と何らかの形で連携をして全町に波及させることができると期待するところでもあります。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 特に私は今回、ニューホーム推進事業という1点に絞りたいわけですが、今回の町長の私に対する所見をお聞きいたしますと、去年の私への答弁と全く変わっていないなというふうにもまた実は私は感じたわけでありまして。特に本町においては、基幹産業は1次産業、酪農であるという位置づけについては、町長と、あるいはまた本町の皆さん方がそれは共有できるものと私は確信しております。そんな中で、特にニューホーム対策事業の中でも私はいわゆる農村の花嫁問題について、再度やっぱり町長にお聞きをしたいわけですが、去年の答弁の中にも男子青年の参集率が低いと。今もお話ありましたけれども、なかなか家族の理解も得られていないようで、府県と、関西との交流についても参加人数が少ない。さらには、参加したとしても、その成婚率が低いというようなことも今もまた町長お話しなさったと思いますし、私は去年、国際結婚ということも考えてはいかがかというようなことまでも町長にお話ししたわけですが、その問題についても国際間の問題であり、また風習・風土あるいはまたいろんな諸事項のことから、それについてはいかがなものかというようなことも出されました。

ここで農村の花嫁が少ない、いないということが、とにかく1次産業で標茶町が今後とも位置づけをしていかなければならないというときに、私は何よりも緊急課題であり、永遠の課題であると思っています。近年の離農あるいは休農という中にはいろいろな所用、多様な問題があるというように私は考えておりますが、一番残念なことは後継者がいないと。子供がいても農家を継がないということもありますし、私が言いたいことは、いわゆる嫁不足の中で、40になっても50になってもなかなかお嫁さんがもらえなかったのだということが搾乳停止、あるいはさらには休農、離農に追い詰められている、これは全く残念な話であって、今の酪農を基礎から断固たるものにして固めていくためには、まず農村に花嫁を向けられるようなことを行政が先頭になってやっつけていかなければならないと思っています。

先ほど町長に答弁をいただきました。茶安別地区においてはこのようなのがあった、私は

実はその実例を持って、町長にそこまで通告してありましたから、その答弁はいただけるとは思いませんでしたけれども、青年が女子青年との、あるいはまた仲間との出会いの場が少ないのだと。したがって、茶安別地区、阿歴内地区においては地域振興会、さらには酪農部が後押しをしながら、釧路のイベント会社を通じながら、まず男女の出会いの場をつくらうのではないかというようなことでその催しをしたようです。釧路のある雑誌といいますか、冊子を7万部出していると言いましたけれども、そこに記載をして、釧路でもって最初は10名足らずだったといいます。2回目は20人を目的にしてやるのだというようなことで、地域を挙げてやっぱりその青年たちを守っていかなければならないということでもって取り組みをやっています。

そんな中では、改めて町長、いかがでしょうか。農村の花嫁対策、これについては協議会がやっているというようなことではなくて、それもいいのですけれども、やっぱり行政が全面的に後押しをしながら、ではどうして来ないのだ、どうして集まらないのだということもまたもう一度再検討していただいて、ニューホーム対策協議会があるからいいのだということではなくて、ぜひともこの問題については前向きにさらなる検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私も、この事業の事務局を担当していた期間もございまして、実際にいろいろなお方のいろいろなご意見を承っております。やはり青年の皆さんがどうやって主体的に、それを周りがお手伝いできるのかということで、決してこの事業をやらなければいけないというように硬直した考えを持っているわけではありません。過去、標茶町は、議員もご案内のように、関西女性との交友、交流の場の設定というのが非常にうまくいったということで、関西女性を中心にやってきておりますし、その後も時代の変化等もあろうかと思っておりますけれども、実際に私が担当しているときに感じていたのは、女性の方が高学歴、高年齢化をしているということがございまして、参加青年との年齢的なギャップというのがかなりあったような気がしております。そういったことも感じておりましたけれども、やはり歴史的なこともありますし、進めてまいりました。その後もこういったことがいいということを議員の皆さんから提案をいただければ柔軟に対応してまいったつもりでありまして、決して硬直的な考え方を持っているわけではありません。

ニューホームの推進協議会、これにはJAの専務さんをトップに、JAの女性部長さん、また商工の女性部長さん、それからナラの木会の代表の方等々、それから青年部の方の代表もいただいております。いろいろなご意見を賜りながら、こういった形がいいのかということも柔軟に考えてきております。今般、茶安別地域でそういった主体的な取り組みがあっとうまくいったということも伺っております。それについては、先ほどもご答弁を申し上げましたように、そういった方法がよいのであれば、町としても支援をしてまいりたいと思っております。ただ、過去の歴史を見てみますと、例えば1年、2年うまくいっても、それが長続きしないとか、そういったこともあるわけで、別に硬直した方法とかということではなくて、青年の皆さん方にとってこういったほうがいいのではないかとご意見があれば、柔軟に対応してまいりたいと思っております。過去も対応してまいったつもりでございますので、

ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 町長に改めてご答弁をいただきました。

繰り返しますけれども、今の1次産業の厳しい、あるいはまた農家戸数が減っていくということを分析すると、とにかく嫁さんをもらったから今すぐということにはいかないのです。これは、ご案内のように、やっぱり年月をかけて、あるいはまた子供ができ、大人になっていくことが地域のコミュニティーを守るということでもありますし、いわゆる後継者としてきちっと育っていくことがやはり1次産業を守っていく大きな課題だと私は思っています。恒久的なものでもありませんし、永久的なものでもありませんし、ぜひとも私はここで、今の町長の最後のお言葉をいただきました。ご答弁をいただきました。ぜひともこの花嫁問題については、今の心強いといいますか、力強い町長からのお言葉をいただきましたので、ぜひニューホーム事業の中でも改めて各関係機関とも連携をしながら、一人でも多くの方が嫁さんがいない、後継者がいないから離農するのだ、休農するのだということのないような対策をいま一度力強く進めていただきたいと、このように思います。ご答弁はよろしいです。

続いて、教育長のほうにちょっとお話を伺いたいと思うのです。

後継者対策と関係があるわけですが、一つの農業後継者対策の中に、地域の青年会活動、集団活動、グループ活動というのが私は大きな要素を含んでいると思います。少なくとも私たち年代には、昔のことを言うわけではありませんけれども、多くの方々が、時代の流れもありましょう、各集落あるいは各地域でもってグループ活動、青年会活動をやってまいりました。その大きな力の源となったのは、公民館活動であります。公民館活動の中に私たちは育ってきたというふうに私は思っています、私自身は。そんな意味ででは、今の社会教育の中で、各分野における事業が展開されておりますけれども、残念なこといわゆる青年教育という中で私は、社会教育委員のときにもよく教育長ともお話をいたしましたけれども、改めて青年団活動、グループ活動というのが本当に必要な時代になってきたと思っています。特に、私の地元であります茶安別地域においては、いわゆるUターン青年がおります。20代、30代でもってやっぱりおやじの後を継ごうかというような青年がこの一、二年、何名か帰ってきております。

そんな中で、私の地域は幸いなことに青年諸君が多いから、いろんなグループ活動の中で溶け込んでやっております。一方、他地区を見ると、なかなか青年が少ないという中で、何人かの青年はやはり友達が少ないとか、あるいはまたグループ活動ができないとか、いろいろな悩みがあるような気がいたします。せっかく標茶町には、他町村にない6館の公民館があります。公民館活動の23年度の決算の中で事業展開を見ますけれども、なかなか青年団に対する支援というのが目に見えてきていないような気がいたします。青年教育の中では、あ

るとすれば成人式への支援程度で、なかなか一般的な40年代、50年代のような青年会に対する公民館の活動が徹底されていないといえますか、芽が出ていないような気がいたします。

そんな意味で、まず前段、青年団教育、青年教育の中で、グループ活動なり青年会活動をどう考えておられるのか、さらには公民館活動との中でどのような連携を保っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番・本多議員の社会教育の中で青年教育を重点項目として公民館事業の分野で地域活動を考えるべきでないかについてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、社会教育は学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であります。

青年教育における青年期は、人生観や社会観を精神的、社会的あるいは経済的に社会人として仲間づくりや社会参加を通して自己の能力や個性を伸ばし、人としての基礎を築く大切な時期であります。

社会教育における今日的課題は、情報化、国際化など青年を取り巻く環境の変化や価値観の多様化により青年層の持つニーズが多岐にわたり、把握しにくい状況ではありますが、自己を高める学習や社会参加の機会提供を通して、青年の持つ活力をまちづくりにつなげていかなければならないものと認識しているところであります。

本町における青年教育の取り組みとしては、成人を迎える青年に呼びかけて実行委員会を立ち上げ、企画から運営までの全てをみずから行うという成人式前夜祭を組織的な教育活動として位置づけて行っております。さらに、小中学生を対象とした体験学習事業に、近い将来社会人となる高校生にサポーターとしてかかわってもらい、コミュニケーション能力や人間関係づくりを築くための経験の場を設けて事業展開を進めております。

いずれにしましても、社会教育としての青年教育に結びつく事業展開を探るとともに、地域の特性を生かした青年活動を尊重しながら、可能な限り連携も踏まえて検討してまいりたいと考えているところであります。

あわせて、公民館事業につきましても、本来の公民館活動に加え、これまで同様に地域活動の拠点として支援してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 教育長、今の教育長のご答弁を聞いて、全く一般的な所見といえますか、考え方だなと。今の教育長の話は、何十年も私たち青年のOBとしても考えていることですし、思っていることなのです。当然、教育委員会としてもそのことは長年、何年も考えておられることと私は思っています。例えば、青年を取り巻く環境が、あるいはまた青年のニーズが、あるいは社会的環境が変わってきている。そういうふう認識している。であれば、今、教育長がおっしゃられたように、ぜひ継続的な支援ということをやっていないと、1年に一遍の成人式の自主的なものを支援しているのだ、それはほんの一部ですよ。その一部の、では青年を、今後、青年会活動あるいはグループ活動のリーダーならリーダーとして養成するようつもりはございませんか。そういうことによって、地域に散在している青年が、標茶の市街の青年もしかり、郡部もしかり、やっぱり標茶を考えるようなグループ

活動をできるような青年を育てていくという公民館活動のほうが考えられませんか。多分、どこの公民館長も、1年に一遍の公民館の事業報告ではそのような悩みがありますけれども、ではそれをどうすればという、打ち砕くような事業展開が私は一つも今までは見られていないのではないのかなという気がするのですけれども、教育長、それについてそのハードルを飛び越える考えはございませんか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

具体的な事業展開がないのでないかというお叱りの言葉だというふうに感じますけれども、ただ、先ほど申しましたとおり、今、青年会活動自体も自然消滅といいますか、継続できない状況になってしまったということで、新たなものを立ち上げるとしてもなかなかそれが難しい面があって、試行錯誤しながら、それで今やっているのが例えば成人式の前夜祭とか、あるいは小中学生に対する体験事業の支援ということで高校生の方のお力をかりてやっているという、それは今議員おっしゃられたように、地域にとってのリーダー養成という、そういった面も含めてやっているところでございますし、何せ具体的に集団で行動するというような状況にはなかなかないという、模索はするのですけれども、それにたどり着かないという今状況にあって、側面からの支援とか、なかなかそういう面では難しいなど。そういうのが今の現状なのですよね。

だから、議員のほうで具体的なアイデアがあればご提案いただければというふうに思うのですけれども、実際、中茶安別の地域では、やっているのはアイスストッカー大会とか、そういったものをやりまして、地域内の競技も、青年から壮年まで含めてやっていますけれども、それを全町的な大会に広げたりとか、あるいは広尾町との交流をやったりとか、そういった活動に対しましては、当然その地域の公民館で事業支援もしておりますし、別なほうでは例えばミニバレー、そういったものも進めながら、青年層から含めて、壮年まで含めて全町大会、そういったものも模索しながらやっているということで、まるっきり何もしないで我々が公民館活動だという形でやっているわけではございませんので、そういった地域地域の独自の取り組みをなるべく立ち上げたいなど。また、そういう芽があればそのように進めていきたいということもしておりますし、学校開放事業につきましても、それぞれやりまして、一定程度、ミニバレーとか、いろんな面でそういった支援をしてきているということも事実であります。

ただ、いかんせん、なかなか集団でやれるという、そういう青年活動とか、そういったものを具体的に進められるというような環境にないということも事実でありますので、ぜひその辺もご理解いただければなど、こんなふうに思っています。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 教育長、うれしゅうございます。案があつたら出してくれということですから、私、各公民館といいますか、私の地域にも公民館がありますから、改めて公民館の中でいろいろとお話をしたいと思っておりますけれども、しかし私先ほど言いましたように、農村青年が全くないわけではないのです。各地区に少なくともいるのです。そういう青年が標茶で日々過ごしてよかったと。あるいはまた、標茶に住んでよかったというようなまちづくりをする基礎となるのは、やっぱり青年なのです、これからの。これが地域を盛り上げ

ながら、あるいはまた地域会活動の中で青年が先頭になってやれるような地域を私はつくり出していきたい、やっていただきたいのです。それがやっぱり主となるのは支援なり、あるいはまた補佐をしていくのは社会教育の立場の中であろうというふうに私は考えています。繰り返しますけれども、今後とも一步一步進むということであれば、今教育長がおっしゃったように、一つ一つの事業展開の中で公民館との結びつきをしっかりとしながら地域を大事にしていく、あるいはまた地域を支えていく青年会活動がやっぱりこの標茶の町を、あるいはまた1次産業を守っていくというように私は考えていますので、これはやっぱり日々の中で長い長い行政の仕事かと思うのですが、ぜひそんな点をいま一度社会教育の中で位置づけを、重点項目にかけましたけれども、やっぱり生涯学習の中でも、今の置かれている立場のことを考えれば、地域社会の中で地域活動を中心とするのは、いま一度言いますけれども、青年会のあるいはまた青年の力が大事だということも再度申し上げて、教育長にいま一度さらなる青年教育の重要性をお願いしながら、私は質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

議員のお話も重々わかりますし、官主導という部分もそれは一定程度支援していくというのも当然のことですからやっていますけれども、ぜひ振興会あるいは地域会あるいはJ A青年部とか、そういった地域の中からもやはり育てていただくという、実際にもやっておりますけれども、さらにそういった形で進めたいと思いますし、それとあわせて我々のほうもぜひ連携しながら青年の活動支援をしていきたいというふうに、そんなふうに考えておりますので、ぜひご協力のほどお願いしたいと思います。

○4番（本多耕平君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番・本多君の一般質問を終わります。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

私は、教育費の父母負担軽減の問題について質問したいというふうに思います。

文部科学省は、本年2月、平成22年度の「子どもの学習費調査」の結果を発表しました。それによると、公立の小学校で学習費総額は年額で30万4,093円、中学校では45万9,511円となっています。このうち純然に学校で使われる学校教育費は小学校で5万4,929円、中学校で13万1,501円となっています。これに学校給食費、学校外活動費などが加算されて子どもの学習費となりますが、このように義務教育でも相当多額の負担が生じているのが現状です。この文部科学省の調査結果についての教育長の所見を伺います。

2つ目に、本町で、学校ごと、小中学校の学年ごとに金額が違うと思いますが、私の調査では、学校で使われる教材等の年間費用は個人負担で、小学校で言えば、これは学年ごとにかなり差があるのですが、年間大体7,000円から8,000円くらい、中学校ではその約2倍くらいになると思いますが、実際はどうでしょうか。

また、これに給食費を含めると、小学校では4万円程度、中学校では年額4万7,000円程度加算されると思われますが、実際はどうですか。

文部科学省の調査結果を見ても、世帯の年間収入別の補助学習費は、世帯の年間収入が増加するほど多くなる傾向があるとなっています。つまり年間収入が多い家庭ほど子供に多く

教育費をかけているということが、実態調査の中でも明らかになっています。教育の機会均等の原則から見ても、憲法26条の「義務教育は、これを無償とする」の原則からしても、教育費の私的負担をさらに軽減すべきと考えますが、いかがですか。

言うまでもなく教育費の私的負担の軽減については、国の責任で行うべきが当然であると考えますが、同時に今、現実に厳しい状況下にある子供の教育条件、父母負担軽減については、町も積極的な施策を行うべきと考えます。具体的には、いわゆる教育振興費の父母負担軽減費と子どもは呼んでいますが、現行では小学生、中学生とも年額2,000円になっています。これを小学校では3,000円に、負担が大きくなる中学校では6,000円にすることを提案しますが、いかがですか。

この費用は、現行の128万8,000円に126万8,000円を加え、総額で255万6,000円になると思いますが、本町の一般会計予算で十分実施可能と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 12番・深見議員の教育費の父母負担軽減を進め、お金の心配なく学べる条件づくりについてのご質問にお答えいたします。

子どもの学習費調査は、保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費の実態を捉え、教育費に関する国の施策を検討、立案するための基礎資料を得るために、平成6年度より全国の公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の幼児、児童生徒を対象に抽出で行っているものであります。調査項目は、学校教育費、学校給食費、そして塾や習い事などにかかる学校外活動費を含む3項目について調査しています。

議員ご指摘のとおり、学校教育費では、月に換算すると小学校で約4,577円、中学校では約1万958円となっており、家庭において一定の負担になっていることがうかがわれます。ただ、この値はあくまでも全国的な平均値であり、都市部で大きな割合を占めている通学費や学校外活動費などが、本町においてはスクールバスの整備やさまざまな補助事業によりかなり軽減されており、本町が教育にかける手厚い支援は保護者、学校現場から高く評価されていると認識しているところであります。

次に、本町の学校教材費の年間個人負担の状況につきましては、小学校は、各学校でばらつきはありますが、平均で約2,800円に給食費が約4万円で合わせて4万2,800円。中学校では、平均で約8,400円に給食費が4万6,800円で合わせて5万5,200円となっております。

次に、憲法の原則については、議員お考えのとおりと認識していますし、町として教育費全体でこれまでも取り組みは行ってきたところであります。

本町の父母負担軽減額につきましては、小学校は1人当たり2,000円と、このほか学校への配当として760円支出しており、合計で2,760円の軽減額となっております。中学校は、1人当たり2,000円と学校配当が1,000円で合計3,000円の軽減額となっております。

したがって、小学校では3,000円、中学校では6,000円にするご提案につきましては、小学校は充足しているものと判断しますし、中学校は現時点では改正についての考え方はありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ただいまのご答弁で、私も全国平均であるので、このとおり標茶の

実態はなっているとは思っていません。教育振興費が継続、一旦廃止に追い込まれそうになった時期もありましたけれども、何とか継続しているというご努力もやっぱり認めるところであります。手厚く支援しているということについての評価については、少し異なるかなというふうに思います。

先ほど、中学校で8,400円、これに給食費を加えればという話でありました。私が調べた中では、この8,400円というのはどういう金額なのでしょう……。学校によっても違うと思うのですけれども、3学年の平均の金額なのですか。1年生は1万円を超える金額になっていると思うのですが、その点はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 中学校の8,400円につきましては、全学校調査しておりませんが、標茶中学校ほか何校かの全学年の平均数値を、標茶中学校は生徒数が多いので、ほぼ標茶中学校の平均に近い数字になっています。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） そうなのですね。平均なのですよ。

1学年、中学1年生に入学するときは、1万円を超えているのですよね。だから、そういう点では、そういうところにやっぱりきちっと目を向けて、手厚く保護していくということが必要なのではないかなというふうに思うのですが、その点ではいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 現行で平均的な分野でやっていて、中学1年は新1年生ですから負担が多いということで増額すべきでないかというお考えだということでございますけれども、本町におきましては、過去から父母負担軽減的なことでずっと継続しておりまして、先ほど申しあげましたけれども、中学校では大体平均で3,000円ほどの軽減は図っておりまして、改めて中学1年だけを特化して増額していかなければならないという今のところ考え方は持っていないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 考えを持っている持っていないという問題ではなくて、こういう実態に応じたサービスを提供するべきだという私の提案なのですよ。それで、先ほど小学生の3,000円については、学校配当の1,000円も入れて、これは間違いなく子供たちの教材費に還元されているということですね、その3,000円というのは。中学校になると、もう手のひらを返したようにその考えはありませんと。6,000円という考えはないと。小学校にかかるお金と中学校にかかるお金は、この表を見ても明らかに違うのですよね、相当数。違いは認識されていますか、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど申しあげましたけれども、中学校につきましては8,400円という、平均で。小学校よりは、小学校の平均で約3,000円前後ですから、2.5倍ぐらいですか、なっているというのは理解をしているところであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ですから、そういう点で中学生にもう少し手厚くサービスを提供するべきではないかという、そういう私の提案なのですが、それは先ほどそういう考えはあり

ませんと。考えがないときには、なぜそういう考えはないかという根拠を示して言ってくれないと、ただ考えはないということだけで片づけられると議論になりませんから、その点ではどうでしょう。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） これ急に支援を増額しろと言われても、なかなかいろんな条件があるのですよ。これ、その分野だけ父母負担軽減すればいいというものではないのです。いろんな意味で条件があって、これは例えば福祉面だとか税面だとか、経済情勢だとか、いろんな分野でやっぱり社会総体がやっていかなければならないと。ただ、その教材費とか、そういった面だけの補助というか、一部の分野で支援をすればいいという考え方に私は至っておりませんし、これは過去からもずっとそうやって、この約3,000円という支援をやってきていて、これは議会でも町民の皆さんにも認知されていることなのです。だから、今新たに急にこれを6,000円にしろと言われても、私どもとしてはこれは当然そういうふうにしてしっかりと学校からも保護者の方からも当然了解を得てやってきたという、社会、この標茶町全体がそういう認識に立って、支援しているということの認識に立っていてこの金額があるというふうに思っていますので、ぜひその辺を理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それ答弁になっていないですね。急に言われてもとか、私は根拠を示して、小学生よりも中学生のほうが倍以上もお金がかかるのだから、教育振興費としていわゆる父母負担軽減費を考える姿勢があるのであれば、しかも今まで続けてきたわけですから。中学生のほうに多く負担がかかるわけですから、そっちのほうにもう少しサービスを手厚くしてはどうかという提案なのですね。急に言われてもということですので、これはぜひ検討していただきたいと。急に言われても答えられないということなのですから。それで…

（何事か言う声あり）

○12番（深見 迪君） いやいやいや、急に言われても困るということなので、これはぜひ検討していただきたいということなのです。

それで、最後に1つだけ確認しておきたいことなのですが、国の調査でありますから、地方とはなかなか合致しない部分もありますけれども、教育長も前の私の質問の中で、世帯の収入の多い少ないで子供の学力が変わってくるという最近の文部科学省の統計、結果、見解、これについてはそのとおりだとお答えになったことがありますよね。

私の持っているこの文部科学省の資料で言えば、世帯の収入が400万円未満の、そういう世帯では年間大体4万5,000円ぐらいの教育費だと。これが1,000万円の世帯の収入をお持ちの方は、その約3倍の14万3,000円を1人の子供の教育費に充てていると。歴然と差があるわけですよ。これについては、そういうことでありますから、世帯の収入によって子供の学力といますか、教育条件がこんなに変わるということは私は到底容認できないという意味で、そういう意味も含めて、それを何とか埋めるためにも教育費についてのやっぱり役場、町のほうの援助がもっと手厚く必要ではないかということをご提案したのです。だから、世帯の収入について、かける教育費がこんなにも違うのだというご認識は以前と多分変わらないと思うのですが、変わらないですね、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） この世帯の収入によって学力が変わってくるということは、標茶ではそんなに差はないのではないかと。ただ、何でもかという、都市部や何かではこれははっきり言ったら塾とか、いろんなところに習い事とか、そういうことをやっているということ、その金額が大きいのですよね。標茶はそんなに塾とか何かないですから、それほど世帯の収入によって差はないのではないかなと。ただ、例えば塾とかに通わせられない世帯もありますから、そういった面での差は当然出てくると思いますし、あと本町といたしましては、準要保護という形もしっかりとりながら、経済的な支援が必要な場合についてはそういう制度もつくりながらやってきているということもありますので、ぜひご理解いただきたいと思ひますし、この父母負担軽減については、所得制限も何も一切しないでそういうものをしてきていますので。

それと、私、その急に言われてもという、そういう面もあるということもあるのですが、今までもずっとそうやって認知されてきているということをお私さっき言っているのです。その辺もぜひご理解いただきたいのですよ。議会ではそれを承認してきていますし、保護者の皆さんだってそれを認知しているのですよね、町民の皆さんが。ということは、みんなが理解されてそういう支援策に対して賛同いただいているということをお私さっき申し上げたので、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いやいや、以前に議会で承認したからといって、新しい提案を、ではしてはいけないということになりかねないような今の答弁で、私むっとするのですよね。今まで議会は当然承認してきましたよ。だけれども、新しく小学校と中学校のこれだけのかかる教育費の違いがあるのだから、中学校にももう少し手厚くサービスを提供してはどうかということに対して教育長は、いや、そんな今急に言われてもと言いましたから、検討してほしいなど。就学援助は次で質問しますが、そのことをぜひこれから検討していただきたいし、先ほど最後にお答えになった標茶ではそんな塾とか通っている子はいないとか、お金をかけていることではないというのは、これは認識不足ですよ。土日の釧網線、一回見てほしいと思うのです。それから、標茶だって結構習い事、塾、行っていますよ。そういう実態はやっぱりないのだということではないということをおぜひ認識されて、改めて調査でもして、さっきの急に言われても発言なのですが、ぜひご検討をお願いしたいと思ひます。

次に移っていいですか。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 先ほど教育長のほうから就学援助の話もちらっと出ましたが、その

就学援助の問題について質問いたします。

就学援助の支給対象に「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」、これに加えるべきではないかという趣旨の質問であります。就学援助の支給対象にこの新3項目が2010年度から加わり、国は2011年度、準要保護世帯への交付税措置を導入した通知を出しましたが、それをどのように受けとめていますか。

平成24年度では、標茶町はこの新3項目をいずれも対象費目としていません。しかし、全道の実施状況を見ると、今年度中に対象費目とする予定の自治体は合わせて、クラブ活動費では82自治体で45.8%、生徒会費で77自治体で43%、PTA会費で85自治体で47.5%となっています。また、検討中は、クラブ活動費で30自治体、生徒会費で31自治体、PTA会費で34自治体となっています。対象費目としていない自治体は、本町を含めてクラブ活動費では67自治体で37.4%、生徒会費、71自治体で39.7%、PTA会費では60自治体で33.5%となっています。このように全道的にも新3項目を対象費目としていない自治体は少ないのですが、学校に通う限りこれらは必要経費であることから、就学援助の目的からいっても本町では新3項目を支給対象に入れるべきではないでしょうか。

教育長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 就学援助の支給対象「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」を加えるべきでないかについてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条による「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされています。その項目は学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費など、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費に、改正によりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されております。

対象者は、要保護者につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となっており、23年度決算額では要保護者に対する支給費は、修学旅行費にかかわる17名、12万7,000円であります。

次に、準要保護については、「標茶町要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱」及び「標茶町就学援助事務処理要領」により取り扱われていて、「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者」と規定され、「生活保護法の停止又は廃止、市町村民税非課税」などの保護者世帯となっており、前年度分所得金額が生活保護法の生活基準額の100分の120以内にある者とされておりますが、さきのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の項目については、追加の改正をいたしておりません。

23年度分の実績は、学用品費等、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、医療費、学校給食費の合計額で121名、903万5,000円となっております。

実施額として一定の教育水準の確保と教育効果は発揮しているものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最初の質問の、国が準要保護世帯の交付税措置を導入したこの新3

項目について、数値を出したのですが、それをどのように受けとめているのかということについてはどうなのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、この3つの部分につきましては、それは国のほうとしては拡大をしたというふうな判断をしているところがございますけれども、本町といたしましては、この準要保護の交付税措置につきましては、現実的に言いますと、実際の交付税算入額というのは43万円足らずなのです。それに対して、先ほど申し上げましたけれども、本町として準要保護で支給しているのは903万5,000円となっているのです。だから、それなりの一般財源を投入しながら手厚い支援をしているというふうな判断に立っているということです。

それとあわせて、管内的にも現実的にこの3つの分野については、まだ検討中あるいは支給していないというような現状もありまして、その辺も考慮しなければならないのかなというふうに判断しているところであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） さっき言いましたように、この3つの新3項目については、どれも学校に通う限り必ず払わなければいけないお金になっていますよね。ですから、私は準要保護の対象にしたのであれば、この3項目も含めるべきだというふうに思っているのですよ。それでこういう質問になったわけですが、全道的にも対象費目としているところと、それから検討中まで入れますと、かなりの市町村になりますよね。全く対象費目としていない本町のような場合は、3割から4割近くぐらいまでしかないわけなのですけれども、こういう全道の状況から見ても、私は対象費目とすべきではないかと。さっき、最後に検討中という言葉をちらっと言ったのですけれども、それ検討中というふうに解釈してよろしいのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 検討中というのは管内的に検討している町村もあるということでお話ししたのでありまして、今のところ、先ほど申し上げましたけれども、国は支援の範囲を拡大したのです。だけれども、今の状態で3つを除いた分野にしても、実際に交付税措置しているのは43万円ぐらいなのです。本町として支払って支援しているのは900万円を超えているのですよ。そういった実態も、ぜひご理解いただきたいと思います。だから、それだけ標茶町としても子供たちのためにしっかりとした支援をしているということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それは十分把握した上での質問なのですが、この新3項目にかかる費用というのは、ではどのように試算されていますか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） お答えいたします。

申しわけないのですけれども、標茶小学校と標茶中学校の実態でお知らせしたいと思います。小学校につきましては、PTA会費のみで2,400円、年額です。準要保護の対象者が73名ですので、掛けることで17万5,200円、それから中学校につきましては、PTA会費が3,600円、生徒会費が1,500円、部活動費として2,300円、合計で7,400円、対象者が48名おりますの

で合計で35万5,200円、小中学校を合わせますと53万400円となっております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） この53万400円という金額を全道の状況から見て、準要保護の家庭に支給するという考えは今は全くないということですか。今聞いた限りでは、小学校と中学校だけ、あとの学校はかなり数が少ないと思うのですが、全部合わせても53万400円という金額ですよね。これはどうなのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

金額的な部分については、そんな大きい金額でないというふうな判断をされているのでないかというふうに思いますけれども、これも先ほども申しましたけれども、管内的な状況というのがありまして、管内でまだそういう取り組みをしていない状況であればなかなか難しい面も、同一保障がいいとかなんとかという面でという、そんなのだったら標茶が率先してやるべきでないかということのお話かもしれないのですけれども、やはり一定程度足並みをそろえるということも大事なことです。そういった意味では管内状況も把握しながら検討していかなければならない事案なのかなというふうな考え方を持っていますけれども、今の状況から申し上げますと、先ほど言ったような、そういった本町の状況だということもぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 釧根で言えば、全道的に見れば実施市町村は少ないほうなのです。少ないほうですね、釧根はなぜか。根室市は実施していますよね。それから、厚岸町、弟子屈町、それから根室管内で言えば別海町は検討中ですね。あとは今実施していないということなので、釧根は全道的に見れば、これに対する姿勢は少ないほうだというふうに、それはそういうふうに認識しています。

だけれども、先ほど言ったように金額の問題だけではなくて、1回目の質問でも、1回目というのは教育振興費のときの質問でもしましたけれども、やっぱり教育は機会均等が原則であると。特に、義務教育は無償とするという憲法26条に照らし合わせても、この準要保護、必要であるという判断で準要保護を認定したのであれば、53万400円のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の新3項目は加えてしかるべきでないかと私は思うのですが、金額だけの問題でなくて、理念としてもそうあるべきではないかというふうに考えるのですけれども、その点ではどうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えします。

議員のおっしゃることについて、私否定するものでも何でもないのでけれども、先ほどから申し上げていますけれども、国は現実的に拡大をしているのです。だけれども、その財源的な、本来は無償とする、例えば憲法26条でうたっているということ自体がそこにあるのです、根本が。拡大はするけれども財源手当てをしないで、いや広げましたと言われたって、現実的には市町村の持ち出しになるのです。そういったこともやっぱり一定程度、本来の法律で言うところのそういうものもしっかりと対応してもらわなければならないという我々の思いもあるのです。だから、それはいろんな機会を通じて要請はしているのですけれども、

ぜひその辺も、何とか規制緩和的なことで拡大をするのですけれども、その財源手当てがないというのが現実なものですから、市町村としては大変苦慮するところでありますけれども、理念は重々理解するところであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 国のそういう実態がどうであるかというのは、今、選挙中でもありますけれども、余り際どいことは言いたくないのですけれども、わかります、それはね。だけれども、地方自治体というのは、やっぱりそこで足りない分を補うところが地方自治体の第一義的な任務ではないかと私は思っているのです。だから、そういう意味では金額的にもそれほど高い金額ではないし、全道的にもこの新3項目を、全てと言っているのではないですね、準要保護と認めたところに支給すべきだという理念、これをやっぱり私たちの自治体でも実施していくべきではないかと。国が口先だけで言って、実際にはお金を回してこない実態もこの教育費に限らずたくさんあると思います。そういうときにこそ、地方自治体がやっぱり、今までも努力はされていると思いますが、それは数字を見てもはっきりしているのですけれども、しかしそういうときにこそ自治体が町民を守る防波堤になるということ、それが地方自治法からいっても自治体の団体の第一義的な任務だと思うのですよ。だから、いつもそうはいつでも国は口だけでお金を回してこないと言うけれども、国が口だけでお金を回してこないけれども自治体が努力して住民サービスを行っている例は、本町でも僕は福祉の問題でもその他の問題でもかなり多いと思うのです。だから、そういう点では全てとは言っていないわけです。準要保護と認めたところについて、その理念を認めるのであれば、やっぱり実施してしかるべきではないかと。そういう意味で前向きにぜひ検討していただきたいと思うのですが、もう一度いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） これ教育費ばかりではなくて、全て本当に福祉面とか、そういった面でもトータルでやっぱり政策としてやっていかなければならない面だというふうに考えていますから、これだけがというふうなものではなくて、そのバランス、トータルでやっていかなければならない面の庁内協議もしていかなければならないので、そういった意味から今すぐ答えというのはなかなか難しい部分もありますけれども、今議員おっしゃられたこともいろいろと勘案しながら、今回の課題にしていきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） トータルでという話ですが、いや、わからなくはないですけれども、限られた予算ですから。私は、就学援助の支給対象に新3項目を入れてはどうかということテーマとして質問しているわけですから、そのことについてやっぱりこれはどうなのだという考えを示すということが答弁だと思うのですよ。だから、全部ひっくるめてトータルという答弁ではなくて、これについてはどうなのかということをやっぱり言っていたかないと、テーマがぼやけてしまうわけで、何でも全体の予算から見るとここだけ手当てするわけにいかないということになってしまうと。そういう意味で私はこの理念の問題についても触れましたし、全道のそれを受けとめた情勢についても話しましたし、それから今課長のほうから実際にどのぐらい金額がかかるのだということも明らかになったし、そういうことをひっくるめてぜひ前向きに検討してはどうかということをやったのであって、一つこのテ

マに絞って答弁していただきたいと。最後になります。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 私自身、自分の分野だけ守ればいいというような考え方にはなかなかあってこられないという面があるのです。だから、庁舎内でいろんな協議をしながら進めていくというのが一番大事なことです。私のところだけよければという、その部分だけがということにはなっていないので、それで先ほど申し上げましたけれども、庁舎内でいろいろ協議をしながら対応していきたいのだという、それもぜひご理解いただければと思いますけれども。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 教育長ですから、教育について、この問題についてどういう姿勢を持っているのかを聞いているわけですね。そうですね。だから、そこを教育長として答えていただきたいということなのですよ。それでなかったら、私は町長に質問しますよ、どうなのだと。この50何万円か出す余裕は財政的にあるのかどうなのかという。だけれども、そうではなくて、教育をどうするかという点で、その長でありますから、教育長としてどうなのかと。検討する姿勢はあるのかどうなのかという。先ほど課題としたいということは言っていたのですが、そのことを聞いているのですよ。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 私としては、だから先ほど課題としますということですから、あとは余計な答弁は要らないと言われればそれまでかもしれないのですけれども、私としてはバランスよく考えていかなければならない場面もありますので、そういった意味でお話をしているということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いや、バランスというのはもっと別な場面で行うのではないのかなというふうに思うのですが、いいです、わかりました。課題としてぜひ前向きに検討していただきたいということです。

私、3番目と4番目は同僚議員の質問とかぶっている部分がありますので、簡潔に質問したいし、簡潔に答弁をいただきたいというふうに思います。

1つは、8市町村の防災基本協定の締結の問題です。これは先ほど同僚の議員が質問されました。それで、このことについて本町で地域防災計画の見直しが必要になってくると思うのですが、まだ9月に協定を結んで具体的にはまだ動きは余りないと思うのですが、私はここでの対応、もし避難民があつた3・11のように、あつたときも周りの少く無事な市町村が受け入れの対応で大変な思いをしたと思うのですが、管内的にそういうことがあればいいなと思っていただるところにこの協定ができたのでよかったなというふうに思っているのですが、今の時点でこの防災計画の見直しとか被災民の受け入れなんかについて具体的に考えていることはあるのかどうかということが1つです。

それから、協定に基づいて民間の力も当然必要になってくると思うのですが、むしろ民間の力とは金を出せ、物を出せとかということではなくて、本当に社会的資源といいますか、そういう住民組織とか町内会とか民間がすべき新たな、この協定を結ぶことによって新たな事柄が何か想定されることがあるのかどうか。私はこの力も大変必要ではないかなというふ

うに思っているのですが、その点いかがでしょうか。

それから、随分以前に二、三度質問した経緯があって、まだまだ不備だと。最近ではいろんな業者と協定を結んで効率のよい合理的な防災の備えをするという町長のご答弁もありました、説明もありました。ただ、全体的にたくさんの公共施設、学校等が避難所になっていますし、そういうところで食料、飲料水、毛布、トイレ、被服、救急医療品など、避難所として当然具備すべきものが現在十分使用できる状況になっているのかどうなのかということについて伺いたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の8市町村防災基本協定締結により町地域防災計画の見直しについてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の基本協定締結による地域防災計画の見直しについてであります。町防災計画においては、現状想定し得る災害の発生に対し、対応することと規定をしております。他の市町村との応援体制については、広域応援計画によって規定をしております。

具体的な市町村との体制確立につきましては、協定締結とともに設置をされました「釧路管内地震・津波防災対策連携会議」において、今後、市町村等関係機関の連携調整を行うこととなりますが、支援方法等を検討していく過程で、町防災計画の内容見直しが必要となった場合に行うこととしております。

2点目の基本協定締結による町内会、住民組織等、民間が新たにすべき事柄についてのお尋ねにお答えをいたします。

他市町村からの災害支援要請があった場合は、ボランティア活動のお願いや避難所施設提供などに協力要請を行うことも想定されますが、釧路管内地震・津波防災対策連携会議の中で詳細について検討してまいりたいと考えております。

3点目の町内避難所の食料、飲料水、毛布など、避難場所として使用できる状況になっているかのお尋ねであります。現状においては、防災センターに非常食料を始めとした毛布等を備蓄し、各公民館等には毛布等を備えております。

災害時に避難所開所した場合は、必要に応じて備蓄の配備と商工会を始めとした防災協定を締結している各団体、企業から資材等調達することで応急対応することとしておりますが、今後さらに避難所の機能充実のための非常備蓄品、資機材等の調達、配備を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） おおむね了解です。旭町のあそこの防災センター、あれ何といいましたか。

（「防災ステーション」の声あり）

○12番（深見 迪君） いいのですか。

一番危ないのではないかと僕は見ているのです、もし川が氾濫したときに。と思っているのですけれども、それは今後の課題にもなると思いますが、この基本協定の締結の文章、この中にはボランティアのあっせんなんかも入っているのですが、先ほど町長もご答弁されましたけれども、ボランティア活動とか、それからさまざまな民間の組織のそういう動員とかと

いうこともこれから必要になってくると思いますが、大体この基本協定の文章そのものが町民の目に触れているのかどうなのかと。新聞報道にはなりましたけれども、僕はこういうものはいち早く町が、町民を代表して防災協定を結んだわけですから、大ざっぱなことしか書いてはありませんけれども、しかしこういうものをやっぱり町民の目に触れて周知するということがまず第一に必要なのではないかというふうに思っているのですよ。最後にその点だけちょっと伺いたいのですが、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この基本協定につきましては、基本協定という形では今まで明確なものではなかったのですが、今までも災害等の発生に関しては、基本的な考え方というのは共有をしております。ただ、今回の東日本大震災、そしてまた津波の非常に予測が出されて、特に海岸に面している町村と内陸とのいわゆる連携協定の支援の形を、やはり協定として結んでいたほうがよりよいのではないのかなということと結んだわけでありまして、その具体的な、例えばどういった事態にどういったことをするというのは、これから担当課長の中で考えていくということになるかと思えます。ある程度の例えば具体的な方法、例えば標茶の場合に住民の皆さん方にどういった支援をお願いするか等々の形が見えてきた段階で、町民の皆さんにお知らせをする方法等も考えてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 次に移りたいと思えます。

4番目です。4定で12月、ことし最後の議会でもありますので、改めて3月に行った町長の町政執行方針を読ませていただきました。第1回定例会での町政執行方針、なかんずくその中でも主要な施策はどのように達成できているのか、そのことをまず伺いたい。特に、さくら保育園と幼稚園の合築と本年度中の使用については予定どおり進んでいるのかどうか。

2つ目に、バイオマスを中心とした環境への負荷軽減対策の検討、これも重要施策の中でうたわれています。これは検討ですから、具体的にどのようにその検討が進んでいるのか、その進捗状況、経過などを伺いたいというふうに思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 引き続きまして、深見議員の本年度の町政執行方針の進捗状況についてのお尋ねにお答えをいたします。

本年度の町政執行方針に「安全安心対策」や「教育対策」など5点の主要な施策を掲げ、おおむね順調に進んできております。

1点目のさくら保育園と幼稚園の合築と本年度中の使用についてのお尋ねでございますが、年が明けた1月12日から14日の3連休中に引っ越しを行い、さくら保育園については翌日15日から、幼稚園につきましては始業式の16日から新しい園舎で保育を開始する予定となっております。

2点目のバイオマスを中心とした環境への負荷軽減対策の検討は具体的に進んでいるかとお尋ねですが、本町の基幹産業であります酪農畜産業にとって、家畜ふん尿の管理の適正化と有効利用は依然として非常に大きな課題であり、主要河川の上流域で生活し、生

産する者の責務であります。

また、昨年原発事故後の再生可能エネルギーへの関心の高まりもあり、家畜ふん尿を原料とするバイオガスの導入を主眼とした取り組みを意識して、今年度の町政執行方針にうたわせていただきました。

今年度における具体的な取り組みにつきましては、8月に「標茶町エコヴィレッジ推進協議会」を設立し、活動の主体としています。推進協議会は関係機関で情報を共有しながら普及推進を図るべきとの考えから、町、JA、酪農振興会連合会、釧路農業改良普及センター、酪農学園大学の5者でスタートし、協議会の会長には私がついております。

当初は、町内流域ごとの整備計画の検討も考えましたが、発生電力の固定価格買い取り制度があっても、やはりプラント建設は多額の初期投資と送電費用の負担発生が課題となっており、そこまでは至っておりません。これまで研修会の開催や情報収集活動を行ってきておりますが、これを引き続き行う中で畜産農家の理解を得ることに努めるとともに、補助や融資制度等の充実や送電網整備に関する要請活動も引き続き行い、今現在プラント建設に関心を持っている生産者の後押しを図り、その後の展開につなげていきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 2点目は、経過を聞いただけなのでわかりました。

1点目は、私の認識不足であれば許していただきたいのですが、12月中にたしか完成、引越しという計画ではなかったですか。どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

当初といいますか、できるだけ早い時期の完成を目指して取り組んできておりますが、諸般の事情等々もございまして完成が若干おくれ、ただ、最終的には最終目標としているところには間に合うということで、今のところ年が明けての引越しというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 若干のおくれですが、そのおくれに何か主たる原因というか、問題点はあったのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろな要素があったと思っておりますけれども、大きいのはいろんな資材等がやはり震災復興に集中をしているという中で、道内での資材調達等々がなかなかスムーズにいけないというぐあいに、そのことが大きいというぐあいに私のほうでは聞いております。

○12番（深見 迪君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終わります。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 先ほど既にお答えをいただきまして大変恐縮なのですが、改めて私のほうからも「エコヴィレッジ推進協議会」についてご質問いたします。

昨今、東日本大震災を機に、原子力発電に対しての是非が国内外で活発に議論され、このたびの衆議院選挙でも多くの候補者が有権者に是非を問いかけております。

我が標茶町でも本年度、エコヴィレッジ推進協議会が発足され、太陽光・バイオマス事業等について慎重なる議論がなされていることと思います。立地や気象条件、産業構造等、標茶町におけるさまざまな条件を加味しながらも、これからの標茶町におけるエネルギーに対する一つの方向性を見出そうとしているそのさなかであると認識しております。「電力は必要だが原発に頼らない社会」を望む声が世論として聞こえる中、エコヴィレッジ推進協議会ではどのような協議が進められているのか伺います。

また、バイオマス事業を検討するに当たり、J A、酪農業経営者との連携は必要不可欠であります。今後の連携体制における方針を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員のエコヴィレッジ推進協議会のその後の進展と関係団体との連携体制についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、福島県における原発事故以降、原子力発電に対する国民の不安は各種世論調査でも非常に大きなものになっております。

このような中、本町において標茶町エコヴィレッジ推進協議会を設立いたしました。1つはこの地帯に大量に存在するバイオマス資源である家畜ふん尿をエネルギーとして活用することで再生可能エネルギー生産という貢献が可能であること、一方で副産物である消化液を肥料として活用することで、環境負荷を軽減しながら雑草の繁茂を抑制し、かつ栄養価のすぐれた飼料生産に結びつけ、生産コストの抑制と牧草からの収入増が期待できるということで、町内農業者あるいはJ Aにおいても関心が高まったからであります。

しかしながら、先ほど深見議員への答弁でも申し上げたとおり、プラント本体と時には送電コストに対しても多額の投資が必要になることが最大の障害であり、これらの解消に向けた取り組みを情報収集や研修と並行して行っているところであります。現在、町内1法人が国の制度を活用しながら導入しようとして取り組んでいます。これから解決しなければいけない課題もあると聞いており、期待をしつつも慎重に連携をとりながら進めたいと考えております。酪農情勢がTPPなどもあり先行き不透明な中、多額の投資に二の足を踏む生産者が多いと感じておりますが、環境負荷軽減と生産性向上の一手法として普及推進できればと考えており、このような方向性で協議をしていきたいと考えております。

また、J A、生産者との連携体制における方針についてのお尋ねでございますが、まず第一に協議会自体が情報と指針の共有化を目的に設置したものであり、協議会あるいは内部組織である専門部会とともに、それぞれの役割分担を認識しつつ、議論しながら連携の輪をつくらなければならないと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 今の答弁をお聞きしまして、町としても非常に前向きに検討していただけたことというふうに感じました。町長はおっしゃられたとおり、非常に投資に多額のお金がかかるので、すぐやりたいから始めるといった、そういった事業ではないかと思いません。

そういった中でもう一点、私の認識違いであれば訂正をお願いしたいのですが、エコヴィレッジ推進協議会の中では、太陽光に関してのお話というのはされていないのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

エコヴィレッジというのは非常に広い対象にしております。ただ、優先順位としてどういう形で取り組んでいくかということになりますと、本町においては、この家畜ふん尿の問題というのが再生可能エネルギーという問題とあわせて環境の問題等々を考えたときに、やっぱり最優先の課題であろうと、そのように考えておきまして、大きな割合といいますか、協議会で検討する大きな課題としては、このバイオマスということが。ただ、それとバイオマスのもう1点が木質バイオマスということも本町におきましては非常に重要な課題となっております。あとそれと、これから先の問題としては省水力の問題であるとか、いろいろな技術革新、イノベーションが進む中で、今まではなかなかエネルギーとして採算がとれなかった問題等々についても新たな方向性を見出してくる、そういった場合には広い意味で、そういった意味でエコな技術については取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） エコヴィレッジ推進協議会の趣旨として多岐にわたるといって、いずれそういった話もあるのではないかと思います。そういった中で、太陽光のことで1つご提案というか、お話をさせていただきたいと思います。

先日、たまたまラジオを聞いていたら、多分独身の女性の方だと思うのですが、月の電気料金が600円ですと。どういうことをやっているのかということをお話しておりました。その中で出てきたお話なのですが、その方は専門知識を持っているご友人の方から何をそろえたらいいのか聞いた上で、太陽光パネル2枚なのですが、全部で1畳半ぐらいの大きさ、それにバッテリー、ジェネレーター等、合わせて大体予算で9万円弱、そちらの機材を使って月の電気料金を600円に抑えているというお話をしておりました。太陽光パネルでの売電等々の話も昨今も話題になっていたかと思いますが、売電までいなくても、個々の家がそういった簡易的な太陽光パネルの発電、そういったものを用いて、それぞれのうちでコストをかけずに全体の1家庭における消費電力を抑えることというのは可能ではないかなと、そのときラジオを聞いて思いました。

さらに言えば、昨今では震災後の防災意識、そういったものが高まる中で、仮に停電になってしまった場合の予備電力として、それぞれが太陽光パネル、簡易的なものを家庭に備えておくことで、少しはそれぞれのうちで電力を賄うことができるのではないかなというふうに感じております。

そういった意味では、今後、町としてのそういったどうしても太陽光パネルで売電も含めてのお話となると、1戸当たり200万円とか300万円、そういった金額になると思いますので、どうしてもご家庭で検討はしているけれども金額がというふうにならざるを得ない方も標茶町の中にはたくさんいるのではないかと思います。ただ、先ほどのラジオでお話しされていた女性が一体どれだけの一月に電力を必要としているか、あるいは生活スタイル、そう

いったものも含めてそれをどれだけ一般家庭に当てはめることができるかというのは不明な部分が多いお話ですので、なかなか一概にはその簡易的なパネルを用いただけで各家庭、電力を10%なり半分なり抑えられるかというところはちょっと不明なのですけれども、これから冬に向けて北海道でも電力を抑えてほしいと、そういう要請が来ている中で、それぞれが簡易的な太陽光パネルを用いて電力をある程度賄ってみるという発想もあってもいいのではないかというふうに感じておりますので、今後ぜひご検討いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

太陽光の問題については、私がこれまで議会の皆様方にお答えしていることに対しまして、先般の議会で議会全員で賛成していることに対して町は無視するののかという、そういうお話でありまして、私も決して無視しているわけではなくて、結局私どもの考え方をずっと申し上げていたわけで、太陽光発電、いわゆる再生可能エネルギーを推進しているのは結局サーチャージされた電気料金を払っている方たちなのではないですかと。町の施策として組み立てる場合に、支援する場合に、単純な話をすれば、それを電力会社が買い取って電気料金として徴収をした場合に、負担のふえる方たちに対して支援するという施策は町の独自施策としてあるけれどもという答弁をずっとさせていただきました。

結局、今議員のご提案になったことには多分いろいろなまだ問題があるかと思っておりますけれども、例えば、今、国のほうで発送電の分離をどうしていくのか等々の問題であるとか、また端的な話をすれば、できる人がやればいいのだと。でも、逆に言うと、この日照権というのは誰でも買えるわけではないわけで、特に都会等と言いますと、南側が買えるかという、そういうことではないとか、そういったことの中で、町としてそういった再生可能エネルギーの推進に対して努力している町民の皆さん方に何か支援ができないかということで、新年度予算に向けて、今、検討を重ねております。

具体的にはどういう形になるのか、ちょっとこの段階ではまだお答えはできませんけれども、議会の皆様方のご意見も十分に尊重しながら、そういった形で努力されている方に対して何らかの支援、それと私どもが今まで申し上げているように、現時点では確かに再生可能エネルギーの買い取りの電気料金の負担の上昇は多分年間まだ1,000円ぐらいだと思うのですけれども、これはどんどんふえていけば、どんどんこれは負担が大きくなるということも考えられますので、実際に本当に困っているのは多分そういう方たちだと思いますので、町としてはそういった方たちへの支援も同時に考えながら、再生可能エネルギーの推進を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 私のお話の仕方がちょっと至らなかったばかりに、町長に意味が伝わらなかったのかなというふうな部分もありまして、私のほうで申し上げたかったのは、大きな設備ですとそれなりに個人負担等が大きいので、売電とか、そういうものを考えなくてもっと小さなものというものをそれぞれの家庭で設置できるような、そういった提案の方法もあるのではないかというお話をさせていただいたつもりでした。先ほどの太陽光パネル、屋根一面敷き詰めようと思えば200万円ぐらいはかかるかと思えます。それは売電も含めての設備投資になるかと思うのですけれども、そういうわけではなくて1家庭当たり例えば月に

2万円電気代がかかるのであれば、そのうちの2,000円分ぐらいを小さい太陽光パネルで賄えるぐらいのものをそれぞれ設置してみるというのも一つの手ではないかというお話をしたかったわけでございます。答弁は結構です。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

◎報告第6号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。報告第6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第6号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成24年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分でございます。

内容につきましては、11月16日に衆議院が解散されたことに伴う衆議院議員選挙に要する経費の補正でございまして、補正額は1,162万7,000円の増額であります。

本件は、11月19日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

報告第6号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の補正予算書、1ページをお開きください。

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,762万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は、承認されました。

◎議案第63号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第63号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第63号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第63号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事（国債）です。

資料の1ページにまいります。

工事概要は、改良延長L=720メートル、舗装L=900メートル、幅員でございますがW=有効幅員4.0メートル、全幅員6.0メートルでございます。工事場所は標茶町上チャンベツです。契約金額は税込みになります。1億1,172万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成24年12月4日。指名業者の状況は、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社吉岡組、株式会社後藤組の5社で入札を行った結果1回で落札となりました。

契約の相手方、予定施工業者名は、議案書へまいります。川上郡標茶町麻生9丁目46番地、株式会社住友建設、代表取締役住友英文です。

竣工予定日でございますが、平成25年10月30日でございます。新規・継続の別は継続です。備考といたして、予定価格1億1,514万3,000円で、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は、原案可決されました。

◎議案第64号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、上御卒別へき地保育所が昭和42年3月に建設され、上オソベツ地域の子育て拠点施設として有効に活用されてきましたが、現在、子どもの減少により休所となっており、今後についても開所の目どがなく、また施設の老朽化も著しいことから、今回、上御卒別地域の確認も得たことから、廃止のための所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第64号。標茶町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町立へき地保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへいきます。

標茶町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

標茶町立へき地保育所条例（昭和40年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「名称、久著呂へき地保育所、位置、標茶町字クチョロ原野256番地、定員、30、上御卒別へき地保育所、標茶町字上オソツベツ原野基線42番地6、30、沼幌へき地保育所、標茶町字ヌマオロ原野60番地10、30」を「久著呂へき地保育所、標茶町字クチョロ原野256番地、30、沼幌へき地保育所、標茶町字ヌマオロ原野60番地10、30」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するという提案であります。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これさっき聞き逃したかもしれませんけれども、休所期間というのは何年くらいだったのでしょうか。それとこの跡地というか建物というか、これどういうふうになるのでしょうか。

○住民課長（佐藤吉彦君） 私のほうの所管する分についてまずお答えしたいと思います。上御卒別へき地保育所につきましては、平成21年から休所の状態になっております。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 跡地でございますが、実は当時、福田勘次郎氏から寄付を受けた土地でございます。予定では建物を壊して更地になった後、今、現在の福田孝司さんですが、ご意向を伺ったところ、返還していただきたいということでございますので、所要の手続き等に入りたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は、原案可決されました。

◎議案第65号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議案第65号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、現在の新栄児童館の施設については昭和43年に竣工し、現在老朽化が進んでおり、平成22年度に行われた耐震診断において安全の判定が得られなかったことから、今後の児童館については、現在、さくら保育園・町立幼稚園の合築による施設建設が進んでおりますが、現幼稚園施設につきましては、国の判断により児童福祉施設として再利用が可能となったことから児童館機能に移転するものであります。

また、標茶学童保育所についても、現在、青少年会館で行われておりますが、新栄児童館と同じく耐震診断において安全の判定が得られなかったことから、移転後の児童館内での展開を計画しております。

総合計画が目指す、子育てを地域社会全体で支援する環境をさらに進めるため、子育て支援センターとの連携を図ること、名称についても、市街地の中心にくることから、標茶児童館と変更したいことなど、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第65号。標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町児童館条例の一部を改正する条例

標茶町児童館条例（昭和43年標茶町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「新栄児童館 標茶町麻生3丁目24番地」を「標茶児童館 標茶町富士4丁目22番地」に改めるといふものであります。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 児童館は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童を健全に育成するための事業
- （2） 児童の健康を増進し、情操を豊かにする事業
- （3） 放課後児童の健全育成支援
- （4） 子育て支援事業
- （5） その他児童館の設置の目的を達成するために町長が必要と認める事業

第5条及び第6条を次のように改める。

（使用）

第5条 児童館を使用することができるものは、児童とする。ただし、第1条の目的に適合し、かつ、児童を対象とする事業等の場合は、児童以外のものであっても使用することができる。

（使用の制限）

第6条 児童館の管理上、不適切と認めるものに対しては使用させないことができる。

第7条を削る。

第8条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「、町長」を「町長」に改め、同条を第7条とする。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 二つほど質問をしたいんですが、今でも児童館にけっこう子供たち行ってますね。学童保育に通う子供と児童館に通う子供があそこに一度に集まるという点では、面積的には十分だとお考えでしょうか。それが一点です。

それから、あそこは、通学路になっていないし不審者も時々出るんです。結局、教育委員会とも関係あると思うのですが、堤防からすぐなんです。堤防を通るといことはどうなのかということも含めて、子供たちがそこに通う安全面でどういうお考えを持っているのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今、議員からありましたように、学童保育につきましては登録をして現在学童保育の運営委員会というかたちで自主的に運営していただいているんですが、ここ何年間の推移では約50名前後での定員というふうに聞いております。ただ、日常の利用については、その日によって利用の頻度が違うということで、多い時で40を超える程度の人数で、一度学童のほうに来てクラブ活動、同好会、野球の同好会に行くとか、そういうものにそこからまた行くということで、常時50名の会員が全て揃うわけではないというふうに聞いてまして、特に土曜日は10名を切る程度の利用だというふうに聞いてます。そういうこともあって、児童館は年間で昨年の数字でいくと年間3,000人程度の利用ということで、一日多くてもその日よりまずけれども、10人とか、例えば多い日はと言うと土日が実は児童館の利用が多いということです。平日についてはそんなに利用も集中するということではないですので、それと時間帯の関係もありまして、十分この施設現在の新栄児童館の広さと幼稚園の広さを比較してもかなり幼稚園のほうが広い施設ということもありますので、十分対応できるのではないかというふうに考えております。それから通学路の心配につきましては、実は学童の運営委員会の役員の方との懇談の中でもこの件については出されてまして現在、学童さんのほうにどういうルートがいいのか、学童の中で相談をして、まずそれを作ってくださいと、それを学校のほうと住民課も一緒に行きまして、どこがいいのかそういったことも含めて適切な通学路というか、学童の分についておそらく現在の標茶小学校の通学路を変更するというのであれば変えてもらうような形になると思うんですけれども、その辺の話し合いは一緒に住民課も同席して調整させてもらいたということでお話をさせていただいております。不審者の分については、児童館の指導者含めて対応して、そういう事故が起きないように注意喚起をしながらや

っていききたいなというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 子供の安全については今後の話し合いだということで、それは待ちたいと思います。収容人数は十分だということなので、ただ幼稚園ですから、ものがさ、小さいというのもちょっと心配なんです。それは考えていると思うのですが、収容人数は十分なんですけど内容面で児童館と学童が一緒になると、例えば学童でおやつが出るとか、そういう運営上の問題がありますよね。それらも含めて一緒に運営するということでは大丈夫なんですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

施設については幼稚園児が使う施設でしたので、これから補正予算のほうにも今回計上させていただきますが、施設の改修をお願いしています。幼稚園ご存知だと思うのですが、教室が2クラスあります。当初、学童は人数が多いので2クラス使いたいという要望もあったんですが、児童館の設置目的からすると2部屋を占用するというのは非常に難しいということもありまして、児童館は児童館としてこれから町の中心に来ますので、新たな目標も含めて展開したいなということもありますので、現在教室の真ん中にトイレがあるんです、園児用のトイレが。それが、学童が使うとなると施設としては幼児用ですので小さいので、トイレを撤去した分を学童の教室を広げる形で学童占用のスペースを拡大します。トイレにつきましては、職員トイレと併用という形で男女別々に、幼稚園も暖房機器が更新されて、その機械室が一部開いているということもありましたので、そこに集中して男女のトイレを職員と兼用でつくるという形で、施設のスペースを確保するという対応したいというふうに考えてます。それから運営上の問題になるんですが、学童保育については3時以降集まるということで、おやつが出るということになっています。それで、私どもも今回学童と児童館が一緒になるということの運営について、管内の先進地を幾つか回らせていただきました。そこも基本的には初めから児童館の中に放課後児童クラブ、通称学童というんですけども、そこを併設する形で施設を初めからつくっているというのが今の管内の状況でして、その中でも学童の部屋が一つ必ずあります。今の幼稚園の教室よりもっと狭い部屋の中であって、そこに学童の子供たちは来ておやつは食べる子は食べるという形で、完全にそういうのが初めから子供たちもわかってそういう生活に慣れているということであって、ほとんど違和感がなくそういう分はクリアされているというふうに聞いてましたんで、最初はそういうのはあるかなと思うんですが、ただこの例も聞いてみますと夕方の時間帯で集中するのは、児童館の方の子供たちではなくて学童の子供たちが一定程度大勢を占めているという状況が大半ですよってことを言っていましたので、そんなに心配はないのかなと。必ず食べる時には学童の専用の部屋の中で食べるようになるということになると思いますので、これからその辺の運営については児童館と学童については全く違う団体が、児童館は行政ですけども学童については民間の団体をお願いをしているということもあって、運営の調整についてはこれからさらにやっていかなきゃならない分はかなりあるかなと思ってますので、その中で調整していききたいと思ってます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 内容につきましてはある程度理解をいたしました。使用のところで、「かつ、児童を対象とする事業等の場合は、児童以外のものであっても」ということなんです。今現在の新栄児童館におきましては利用者といいますか使用者大半小学生の後半から中学生が利用されています。そういう関係で生徒の利用というものは今後どのようになるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

第5条で今回改めて使用関係を明確にさせていただきました。一般的に児童福祉法の関係でここでいう児童とは中学生以下のことを一般的に児童という、指すということで、これまでどおり中学生以下の子供たちが専ら使える場所というふうに理解をしていただければと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） この麻生の新栄児童館の跡地の利用について、今後どのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 地元町内会等まだ打合せ等を済ませておりませんので、使用はそんなにないというようなお話も聞いておりますので、更地にするのかも含めて検討したいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時37分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第66号・議案第67号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。議案第66号・議案第67号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容説明をいたします。

本案につきましては、矢臼別演習場、防音対策事業として標茶町立幼稚園、園舎の防音工事を平成23年度から進めてまいりましたが、この度工事が完成し、平成25年1月の第3保育期から新園舎において保育を行うため幼稚園の設置位置の改正をいたしたく、ご提案申し上げます。なお、本案につきましては、12月4日開催の第10回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開き願います。

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例（昭和53年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

名称及び位置の改正でありまして、第2条中「川上郡標茶町富士4丁目22番地」を「川上郡標茶町桜5丁目1番地」に改めるというものです。

附則といたしまして、この条例は、幼稚園の第3保育期の始業日である、平成25年1月16日から施行するというものであります。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

引き続きまして、議案第67号の提案趣旨並びに内容説明をいたします。

本案につきましては、標茶町立幼稚園とさくら保育園の合築に伴い幼稚園でも給食提供を実施することとし、内容といたしましては保育園と同一のものを提供するため、保育園の賄い材料費を根拠に算定した給食費を加えた保育料に改正いたしたいというものであります。

また、新たに幼稚園における延長保育を実施するため、延長保育料金を設定いたしたいという内容であります。なお、本案につきましては、12月4日開催の第10回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き願います。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例（昭和53年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のとおり改める。

(入園料、保育料の額)

第2条 入園料及び保育料の額は、幼児1人につき、それぞれ別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)として改正しております。

区分は、入園料の金額については現行3,000円に変更ありません。

次に保育料については、昨年実施しました保護者アンケート調査の結果を踏まえ、保育園と同様の給食提供をすることといたしました。給食提供に伴う保育料について、保育園の賄い材料費、月額3,800円であります。これを基に保育園の開設日数年間292日と幼稚園開設日数204日で月額3,800円を案分し、月額2,500円と設定いたしました。現行の保育料月額6,000円にこの2,500円を加え、月額8,500円に改めるものというものであります。

三点目は延長保育料について、新たに幼稚園での延長、いわゆる預かり保育を実施することといたしました。希望する世帯につきましては、降園時間午後1時30分から午後2時まで30分間を月額で1,000円と設定するものであります。金額につきましては現行の保育園と同額の設定としたところであります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年1月16日から施行する。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 議題2案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第66号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、議案第67号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 8,500円の根拠が分かったんですが、これは幼稚園に通う全員が給食をとるということなんですか。

それと反対するような父母はいなかったんでしょうか。

このままいったら方向性として幼稚園のほうが保育園に吸収合併されるような感じもないでもないんですけども、それは全然関係ないんですか。この三点お願いします。

○議長(平川昌昭君) 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長(高橋則義君) まず初めに給食費の関係であります。全員がとるというふうに決定しております。

前段に昨年の保護者アンケートの中でも8割方の保護者の方が何らかのかたちで給食を提供してほしいとの希望が多くありました。前段7月に保護者の説明会を行いました。特別反対の声はありませんでした。

吸収合併の関係につきましては、幼稚園としては施設的には標茶町立幼稚園という施設がありますので、そのような合併されるようなという意識はございません。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 延長保育の関係ですが、これだけで見ると、言ってみれば延長保育月額1,000円ですけれども30分間というふうに解釈するんですけれども、そのとおりの30分しか延長保育は認めないということでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 今回幼稚園の条例の関係ですので幼稚園の分で申し上げますと、現行9時から1時までという4時間になっています。今回給食提供することといたしましたので、準備ですとか片付けがありますので、1時30分というふうに降園時間を設定いたしました。30分の関係につきましては、昨年の保護者アンケートの中で2時までという声はかなり多くありました。幼稚園に子供通わせながら、小さいお子さんを何らかの理由で釧路の病院なんかに入れて行った場合には、帰ってくる時間が2時ごろが一番いいんだよなっていう声が一番多かったので今回30分の延長保育という制度を新に設定いたしました。

料金につきましては、保育園同様に現在5時半から6時までが30分間1,000円という月額ですが、設定ありますので同等の金額とさせていただいたところです。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 延長保育料に関しては理解をいたしますが、一時保育の関係で保育園のほうに一時保育ありますね。その時にこの園児を一時保育預かりとして受け入れ可能ですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

一時保育につきましては、現在保育園のほうの制度でございますので、今回合築になったメリットも最大限に生かしながら、幼稚園の降園時間後必要に応じて一時保育を希望された方は一時保育にまわるということで現在考えてまして、一時保育の時間が半分になる関係もありますので、通常の現在設定されている一時保育の料金については所得により段階的に階層が別れてますが、その二分の一の額ということで料金設定をしたいというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号・議案第67号は、原案可決されました。

◎議案第68号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。議案第68号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、現在、本町の特定健康診査の「対象年齢を満年齢」と規定しておりますが、受診者の中で年齢の捉え方に混乱が生じているため、年齢基準を明確化するための規定改正及び、平成24年9月5日に低炭素建築物の普及を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布され、法律の柱の一つである民間等の「低炭素建築物の認定」を定め、促進の方策を講じることとなっております。

本町も、都市計画区域内用途指定区域に建設された建築物が対象となり、低炭素建築物新築等計画認定にあたって審査事務に要する手数料を新たに規定するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第68号。標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページのほうに移ります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

議案資料のほうでご説明を申し上げます。

7ページをご覧ください。

標茶町手数料徴収条例であります。新旧対照表でございます。

最初に別表のほうをご説明いたします。

別表（第2条関係）でありまして、別表の3項保健、福祉に関することの備考欄でございます。1、年齢については「満年齢」とするという改正前でございますけれども、これを備考欄1、年齢については「当該年度に達する年齢」とするというように改正いたします。

次に、6項建設事業等に関するもの、この項に12の3の項目を追加するものでございます。

都市低炭素化促進法関係、ア、低炭素建築物新築等計画認定申請、1件につき、1棟の住宅の戸数が1戸のもの7,000円（登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあつては、4万1,000円）。1棟の住宅の戸数が2戸以上のも1万4,000円（登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあつては、8万2,000円）。1棟の非住宅建築物の場合1万4,000円（登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあつては、27万5,000円）。住宅・非住宅複合建築物の場合は、それぞれの部分に応じた金額の合計。（適用）都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1棟を1件として第11号アの規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、「構造計算適合性判定」が必要なときは同号ウの規定により算出した金額を加算するものとする。

イの項といたしまして、低炭素建築物新築等計画の変更申請、1件につき、1棟の住宅の

戸数が1戸のもの6,000円（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の変更があり、登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあっては、2万3,000円）。1棟の住宅の戸数が2戸以上のも1万2,000円（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の変更があり、登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあっては、4万6,000円）。1棟の非住宅建築物の場合1万2,000円（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の変更があり、登録建築物調査機関等の技術的審査を受けていない場合にあっては、14万2,000円）。住宅・非住宅複合建築物の場合は、それぞれの部分に応じた金額の合計。（適用）都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1棟を1件として第11号アの規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、「構造計算適合性判定」が必要なときは同号ウの規定により算出した金額を加算するものとする。

ウの項です。工期に関する変更申請、1件につき、600円。

改正項目はこの件でございます。

もとに戻りまして附則でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3項第2号の改正規定については、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

なお、本文改正につきましては今と同様ですので省略をいたします。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 単純なことなのですが、ただいま課長の説明で表示が満年齢であると混乱が生じるということなのですが、ちょっと考えたら、逆に「当該年度に達する年齢」とする、こっちの方がちょっとわかりづらくて、混乱するような感じがするのですが、内容が変わらないのであれば満年齢のほうが、逆に我々としてはわかりやすいと思うのですがどうでしょう。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

実は今議員からご質問あったように、これまでは町の各種検診は満年齢でしたので、とくに問題はなかったんですが、実は平成20年度から特定検診というのが入って、これは国の法律で行う検診ですので、これの対象者が当該年度において40歳となるものと定められております。実をいうとこれを変えることができないものですから、それであれば、住民の混乱をきたさないように満年齢を年度に改めて統一するという整理しか選択肢がないものですから、こちらのほうに統一したということで、これからは町の各種検診については年度でいくということで、これが決定していただければ、2月ころから各種検診の案内等がいくと思いますけども、その中でそういうような記載を含めて住民周知して混乱を避けていきたいなという提案でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） この低炭素の建築の関係なんですが、いいですか。

これ、おそらく住宅政策でCO₂の関係がでてくるわけですが、これ税制上はこれやると相当どういようなかたちになるのか。それともう一つは、確認申請をする段階で受付するんでしょう。CO₂でない住宅をつくって、それに対して審査うちです。恐らく北海道、町村がするんだと思うけれども、その結果、できる指導っていうのはどうなんですか。そこまで監督責任というか、確認申請の関係であるんですか。その辺も含めて、2点ほどお聞きをしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 低炭素の関係で税制上の利点といいますか、があるのかというご質問であったかと思うんですけれども、この部分につきましては、平成24年の3月30日に租税特別措置法の一部を改正する法律が成立しております。同月31日公布され今年の4月1日にこの法律が施行されておまして、その中に個人所得税、所得課税の中で住宅ローン減税制度の拡充ということで、認定省エネ住宅の特例の創設というのが法律として、すでに公布されております。この法律の適用が、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から施行されるということで記載がされておりますので、この法律が施行された日からこの規定も適用になるということで、所得税につきまして住宅ローンなんですけれども4,000万円までのローン残高の1パーセント、ですから最高40万円まで1年間ですけれども控除ができると、これが10年間継続するというようになっております。ただし、24年または、25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額について控除するという規定がございますので、今年と来年25年までに居住の用に供した住宅について10年間所得税について控除するという規定がございます。それと町民税につきましてもこの部分については、所得税で控除しきれなかった部分について町民税の所得割から控除するという規定も適用になりますので、これにつきましても2年度分この規定によって控除を受け、控除しきれなかった分については同じく10年度に限り控除するというようになっております。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

この認定低炭素化住宅の促進のための法律に伴いましての確認申請と認定の低炭素化住宅の関係になるかと思えます。端的に申しますと別ものと考えていただきたいと思えます。確認申請につきましては、申請によりましてうちの主事のほうで確認申請に伴います完了検査までおこなわれます。この認定行為に当たる低炭素化住宅につきましては、建築主から工事完了報告書が提出されるという事務手続きになりまして、工事は完成したことになります。私どもの主事自体は、書類審査となってございます。ただし、建築主から完成届が提出される際に、その建主さんと管理者等の建築士、この方が確認を要すると、この方の責任が生じるということになってございます。この建築主と管理者の契約等によって責任の所在が担保される形となってございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） そうすると、これのチェック機能は、町は受付してやったけども、書類上の審査はするけれども、現場までの責任はないんだよと、だからそれは契約者とその

建物建てた建築士さんとの間の問題で、たとえば、問題おきたら書類を受付したほうの町としての指導はなんもないんだよと、責任はそっちでやってくださいと、こういうことなんですか。その辺もう一度。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） あくまでも認定行為でございまして、事実上は「都市の」と頭についてるんですが、北海道の住宅の場合の低炭素住宅の認定のイメージを冒頭でちょっと説明させていただきたいんですけれども、本州の場合は気密を高めて、この認定のイメージというのが断熱材を厚くして気密性を高めてエアコンを使って石油等をできるだけ使わないで、それから換気システムを付けてということが、本州で、ないものがつくられるといわゆる認定されるというイメージです。これが北海道の場合には、通常私たちのつくる住宅、このほとんどがクリアしてしまう状況でございまして。北海道の場合には。北海道の住宅は省エネ化されているというふうにいえると思うのですけれども、そのようなことで、今の私どもに入っている情報の中では、さきほど申し上げたとおり、責任を持ってそういう設計をした建築主、免許を持った建築主が設計をして、そしてこの認定を受けるかどうか建主さんと相談して認定審査を上げてくると、この技術的審査は民間機関のほうで審査してもらうことを私どもは願っています。それが、高いほうの1棟でありますと技術的審査4万1,000円になるやつで、これを済ませていただくことを私たちは求めていこうと思っています。

これが済んでますと技術審査終わってますんで、その書類チェックが私どもの主事、これが7,000円で済ませましょと、そうすると時間もかからないで、申請行為が終わりますよと。完了につきましては免許を持った建築士がしっかり監視しなさいというシステムと聞いてございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっとわからないんで聞くんですが、手数料条例として提案されたんですけれども、先ほどの課長の説明によると2年間ですよ。2年間の時限立法ということで、それ以降はこれは適応しないということになるんですか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

租税特別措置法の中では24年及び25年中に居住した場合においてというのがこの認定省エネ住宅の規定でございまして、さらに延びるということであれば、租税特別措置法の規定の改正されると思うのですが、私まだよく見ていない部分がありまして、条文の中でもう一つこの租税特別措置法の中には、認定長期優良住宅のものと認定長期優良住宅のこの住宅ローンの規定が書かされている条文でございまして、その中に認定省エネ住宅の部分の規定がはめ込まれたということで、今回この租税特別措置法の一部改正の中で平成25年12月31日までの間というのが認定省エネ住宅の規定の部分になってございまして、この部分の規定が取りはらわれて認定住宅ということになればまた期間が延びるかと思うんですが、今のところ41条の中では認定省エネ住宅の規定が記載されてございまして、その中では平成25年12月31日までの間に居住の用に供した住宅というふうに規定されておりますので、この法律の施行後24年中に居住したもの、あるいは平成25年12月31日までに居住の用に供したものが該

当になるというのが現在の規定でございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ということですよね。

つまり時限立法ですね。そうするとこの手数料条例の一部改正も25年度は何ごともなく終わっちゃったら、この後終わりということで解釈していいんですか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

基本的に税制の部分は国の租税特別措置法の部分ですから、うちの手数料とはまるっきりリンクしない話で、実際この手数料というのは職員が事務の部分でどの程度の手間をかけたかというその一部負担でございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は、原案可決されました。

◎議案第69号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。議案第69号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成24年4月1日に、「民法等の一部を改正する法律」が施行され、法人を未成年後見人に選任することが出来るようになったことに伴う規定の改正でございます。及び「統計法」等に規定する統計調査に係る個人情報については、統計上の目的以外への使用禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められており、個人情報の保護に関し個別の仕組みを定めております。このため、標茶町個人情報保護条例の第43条において、統計法及び統計報告調整法に規定する統計調査に係る個人情報については適用しない旨定めておりますが、「統計法」において公的統計の体系的整備を目的として、法の全部改正が行なわれ、あわせて「統計報告調整法」が廃止されたということでございます。「統計法」及び「統計報告調整法」を引用している「標茶町個人情報保護条例」の一部を改

正する必要が生じたため、提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第69号。標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。
次ページへ移ります。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例

標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料によって、内容を説明いたします。

資料11ページをご覧ください。

標茶町個人情報保護条例、条例の新旧対照表でございませぬ。

初めに第15条、第28条、次の12ページ第35条の規定の改正は、内容が共通であります。

未成年者の法定代理人が、開示請求、訂正請求、利用停止請求をする場合の記載事項について、従来は個人しか想定していない規定でございましたが、本民法、法律等の改正に伴い、法人も想定した規定に改正するものであります。改正前が氏名及び住所でしたけれども、それに括弧書きで「法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名」を追加したものでございませぬ。

次に、第43条（適用除外）の改正についてでございませぬ。

12ページでございませぬ。

統計法の全面改正及び統計報告調整法の廃止によりまして、本条例の適用除外規定についても改正するということではあります。

前段の本文中でありますけれども、この文については適用するこの条例の箇所を限定した改正にしております。この章の規定を第2節から第5節までという規定で書いてございませぬ。

内容的にはこれまでと変わりはございませぬ。

続きまして、第1項第1号です。

統計法の全部改正によって法律番号が改正してございませぬ。それから統計法の定義が「指定統計から基幹統計と一般統計」に分けた規定になってございませぬので、それによつての文言整理でございませぬ。

それから第1項で52条の規定について説明してありますが、行政機関の保有する基幹統計、一般統計調査の個人情報これが第52条の規定でありますので、それぞれこの部分を、除外規定に入れてございませぬ。

それから第2号につきましては、改正前の統計法第8条第1項の内容が、新法第24条第1項として移ってございませぬので、その部分での改正となっております。

それから、第3号の改正でございませぬけれども、これについては削除してございませぬ。統計報告調整法が統計法に包括されたことによつて、この3号については削除するということではあります。

それから次に第2項についてでございませぬが、本条例中で、町の保存している適用除外の箇所の規定を適正にした表現にしてございませぬ。この章の規定というこれまでの規定を第2節から第5節までということでは表現してありますが、これまで同様で内容は変わってございませぬ。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は、原案可決されました。

◎議案第70号

○議長（平川昌昭君） 日程第14。議案第70号を議案といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成20年8月に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が改正され、暴力団の不当な行為に対する対策が強化されておりますが、近年、暴力団はより身近な社会経済活動に深く食い込み、住民生活に不当な影響を与える存在となっております。

このため、全国的に暴力団の排除についての気運が高まり、これまで全ての都道府県が「暴力団の排除の推進に関する条例」を制定、北海道においても平成23年4月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」を制定しております。

また、道内市町村においても住民の安全、安心な生活を確保するため暴力団排除条例の制定に向けた動きが活発になっております。

このような背景の中、標茶町においても、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、「標茶町暴力団排除条例」を制定し、町そして町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成を図ることを目的とし、提案させていただくものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第70号。標茶町暴力団排除条例の制定について
標茶町暴力団排除条例を別紙のとおり制定するものです。
次ページへ移ります。

標茶町暴力団排除条例。

第1条は、目的に関する規定で、この条例の内容を要約するもので、提案趣旨で申し上げました内容と同様になってございます。

(目的)

第1条 この条例は、標茶町（以下「町」という。）における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

第2条は定義に関する規定でこの条例における用語の定義を規定したものです。（1）は暴力団、（2）は暴力団員、（3）は暴力団関係事業者、（4）は町民、（5）は事業者、（6）は町民等、（7）は暴力団の排除について定めているものでございます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。

(5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行うもの及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、若しくは管理するものをいう。

(6) 町民等 町民及び事業者をいう。

(7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

第3条は基本理念に関する規定で、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」及び「暴力団を利用しないこと」の、いわゆる暴力団追放の「三ない運動」を基本とし、町、町民等、関係機関・団体が連携のもと、暴力団の排除を行うことを基本理念として規定したものでございます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

第4条第1項は、町の責務に関する規定で、前条に規定する基本理念のもとに、条例の目的である「標茶町からの暴力団の排除」を達成するために、町が果たすべき責務を規定したものでございます。第2項は、施策の実施に当たり、関係機関と緊密な連携を図るものと規定したものでございます。第3項は、道が行う施策に必要な支援を行う規定をしたものでございます。第4項は、暴力団排除に資する情報を知ったとき、関係機関へ情報を提供する規定でございます。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「警察」という。）並びに北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 町は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

第5条第1項、第2項については、町民及び事業者の責務に関する規定で、町民及び事業者は基本理念にのっとり、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することを規定したものでございます。第3項は、町民及び事業者が、暴力団排除に資する情報を知ったとき、関係機関へ情報を提供する規定でございます。

(町民等の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町又は警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第6条は、職員等への不当な要求に対する措置に関しての規定で、町が行う事務事業に対する暴力団員による不当な要求行為に対し、組織的に適正な取り組みを行うことを規定したものでございます。

(職員等への不当要求に対する措置)

第6条 町は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

第7条第1項は、町の契約事務における措置に関する規定で、町が発注する建設工事、その他の事務事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずることを規定したものでございます。第2項は、契約の相手方に対し、下請契約などに関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを規定し

たものでございます。

(町の契約事務における措置)

第7条 町は、その発注する建設工事その他の町の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第8条は、公共施設の措置に関する規定で、町の設置又は管理する公共施設を暴力団活動に利用される、又はしている場合の使用制限をする規定でございます。

(公共施設に係る措置)

第8条 町は、その設置する公共施設（町が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2 町は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

第9条は、町民及び事業者に対する支援に関する規定で、町は町民及び事業者に対して、暴力団の排除に自主的な活動ができるように、町が情報の提供及び警察と連携した安全の確保等を規定したものでございます。

(町民等に対する支援)

第9条 町は、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組み、かつ、町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

第10条は、青少年への支援に関する規定で、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、青少年及び青少年の育成に携わる者に対し、支援を講ずることを規定したものでございます。

(青少年に対する支援)

第10条 町は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年及び青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第11条は、広報及び啓発に関する規定で、町民及び事業者等が暴力団排除の重要性について理解を深めてもらうために、広報及び啓発を行うことを規定したものでございます。

(広報及び啓発)

第11条 町は、町民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

第12条は、委任規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定したものでございます。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 項としまして現在規定しております標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止でございます。標茶町の公共施設における暴力団及び暴力団員等への使用制限については、今回の提案条例に包括するため、この条例を廃止するものでございます。

(標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止)

2 標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成9年標茶町条例第12号）は、廃止する。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第70号は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第70号は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時37分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 2番 長 尾 式 宮

署名議員 3番 菊 地 誠 道

署名議員 4番 本 多 耕 平

平成24年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成24年12月12日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第71号 標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第73号 標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第74号 標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第75号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第76号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 11番 熊谷 善行 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |

平成24年標茶町議会第4回定例会会議録

水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第71号・議案第72号

○議長（平川昌昭君） 日程第1。議案第71号・議案第72号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町下水道条例の一部改正で、「地域主権改革一括法」の制定に伴い、下水道施設の構造及び維持管理の基準等を条例で定めることとなったことから、これらを加えるとともに、法制執務上の文言等を整理し、所要の改正を行うというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料については15ページ以降を参照してください。

議案第71号。標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町下水道条例の一部を改正する条例。

標茶町下水道条例（昭和61年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条を、新たに加える内容について規定しています。

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。

第2条を、新たに加える施設について定義するとともに、用語の整理を行っています。

第2条第1号中「下水 法第2条第1号に規定する下水」を「下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第12号を削り、同条第11号中「水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道」を「水道及び給水装置 それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置」に改め、同条第12号とし、同条中第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の前に次の2号を加える。

(4) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(5) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第4条からは、文言の整理です。

第4条第3号及び第4号中「次の」を「、次の」に改める。

第6条第1項中「添付して」を「添えて」に改める。

第11条第10号中「の物質又は項目」を「のもの」に改める。

第11条の2中「除外施設」を「除害施設」に改める。

第13条第1項中「当該使用者はあらかじめ、町長」を「使用者は、あらかじめ町長」に、「あらたに」を「新たに」に改め、同条第2項中「第12条の4」を「法第12条の4」に改める。

第14条第1項中「令第9条の8若しくは令第9条の9第1項第3号」を「第9条の8若しくは第9条の9第1項第3号」に、「あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、町長の定めるところにより、その」を「当該悪質下水の量及び水質について、あらかじめ町長の定めるところによりその」に改め、同条第2項中「あらかじめ、町長の定めるところにより、その」を「あらかじめ町長の定めるところによりその」に改める。

第15条第1項中「町は」を「町長は」に改める。

第16条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に、「1月」を「1月」に改める。

第27条からは、新たに条文を変えるための、条の繰り下げ、及び文言の整理です。

第27条を第33条とする。

第26条中「詐欺その他不正な手段により使用料」を「偽りその他不正な手段により使用料等」に改め、同条を第32条とする。

第25条第1号中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第5号中「、又は」を「又は」に改め、同条第7号中「第21条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条第8号中「第18条」を「第24条」に、「より届出書」を「よる届出書」に改め、同条を第31条とする。

第5章を第6章とする。

第24条中「この条例で定めるもののほか、この条例」を「この条例」に改め、第4章中同条を第30条とする。

第23条を第29条とする。

第22条中「町は」を「町長は」に改め、同条を第28条とする。

第21条第1項中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項ただし書中「原状に回復することが不適當であると町長において」を「町長が原状に回復することが不適當であると」に改め、同条第3項及び第4項中「第20条の5」を「第26条の5」に改め、同条を第27条とする。

第20条の9第1号中「第20条の4第1項」を「第26条の4第1項」に改め、同条を第26条の9とする。

第20条の8第1項中「第20条の3第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同条第2項中「第20条の4第1項」を「第26条の4第1項」に改め、同条を第26条の8とする。

第20条の7中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第26条の7とする。

第20条の6を第26条の6とし、第20条の5を第26条の5とする。

第20条の4第1項第1号中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改め、同号ハ中「耐蝕」を「耐食」に改め、同号中「ハ」を「ウ」に、「ニ」を「エ」に、「ホ」を「オ」に、「ヘ」を「カ」に改め、同条を第26条の4とする。

第20条の3第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第26条の3とする。

第20条の2を第26条の2とし、第20条を第26条とし、第19条を第25条とする。

第18条中「次の各号」を「第26条の3」に、「添付して」を「添えて」に改め、同条を第24

条とする。

第17条の2中「除外施設」を「除害施設」に改め、同条を第23条とする。

以下は、条例で定めることとなったものを追加するものであります。

排水施設及び処理施設の構造基準につきましては下水道法施行例の基準を引用しております。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第18条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とする。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

(3) 屋外にあるもの（下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれがある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤改良、可撓継手の設置その他の規則に定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第19条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所、その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第20条 第18条に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第21条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

終末処理場の維持管理につきましては、急速ろ過法による施設がないことから、急速ろ過法による基準は規定せず、その他につきましては、下水道法施行例の基準を引用しております。

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第22条 終末処理場の維持管理は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする
こと。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する
こと。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液若しくは残さい物に
より生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずる
こと。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第71号の提案趣旨ならびに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町水道事業給水条例の一部改正で、「地域主権改革一括法」の制定に伴い、水道工事の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めることとなったことから、これらを追加し、合わせて法制執務上の文言等を整理し、所要の改正を行うというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料については33ページ以降を参照してください。

議案第72号。標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業給水条例（平成10年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を新たに加える内容について規定しています。

第1条中「事項を定める」の次に「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」を加える。

第5条からは文言の整理です。

第5条第1項中「の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く」を「ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第32条第2項及び第35条第1号において同じ」に改め、同条第2項中「申し込みにあたり、町長は」を「申し込みにあたり、町長

が」に改める。

第6条中「撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去」を「撤去（以下「給水装置工事」という。）に要する費用は、当該給水装置工事の申込みを」に改め、同条ただし書中「町において」を「町長が」に改める。

第7条第2項中「、指定」を「指定」に改め、同条第3項中「、町長が」を「町長が給水装置」に改める。

第8条第1項中「水道のメーター」を「水道メーター（以下「メーター」という。）」に改め、同条第2項中「配水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道のメーターまでの工事に関する工法、工期、その他」を「配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他」に改める。

第9条第1項中「、施行する給水装置工事の工事費は、次の各号」を「施行する給水装置工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次」に改め、同条第2項中「、特別の」を「特別の」に改める。

第10条第1項中「給水工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の」を「給水装置工事を申し込む者は、前条に定めるところにより算出した」に改め、同条第2項ただし書中「認めた場合はこの」を「認めたときは、この」に改める。

第11条第1項中「給水装置の工事の工事費を、工事」を「工事費を工事」に改め、同条第2項中「町長が給水装置を撤去した後、なお」を「給水装置を撤去した後もなお」に改める。

第12条第1項中「、給水装置」を「給水装置」に、「、当該工事」を「当該工事」に改め、同条第2項中「、その工事」を「その工事」に改める。

第13条第1項中「給水は」を「町長は」に、「制限又は停止することはない」を「給水を制限又は停止することができない」に改め、同条第2項中「予告」を「関係者に周知」に改め、同条第3項中「、給水」を「給水」に、「あっても町は、その」を「あっても、町長はその」に改める。

第14条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条中「、町長に」を「町長に」に改める。

第15条中「、町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは給水」を「町内に居住しない場合又は町長において必要があると認めた場合は、給水」に、「変更のあったときもまた」を「変更を生じたときも」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「、管理人」を「管理人」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 給水装置を共用する者

第17条見出し中「水道」を削り、同条第1項を次のように改める。

町長は、使用水量の計量（以下「計量」という。）をするためメーターを設置し、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が保管するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、水道使用者等の費用をもってメーターを設置させることができる。

第17条に次の2項を加える。

3 水道使用者等は、メーターの設置場所に計量その他の機能を妨害するような物件又は

工作物を設置しない等、善良なる注意義務をもってこれを管理しなければならない。

4 水道使用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったためにその保管に係るメーターが亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条第1項中「水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、次の各号の一に」を「水道利用者等は、次の各号のいずれかに」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「するとき」を「したとき」に改める。

第19条第1項中「演習の場合のほか使用」を「演習その他町長が特に認めた場合のほか、使用」に改め、同条第2項中「、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する」を「消防以外で使用するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない」に改める。

第20条第1項中「、善良」を「善良」に改め、同条第2項中「水道利用者等の負担とする」を「第6条の規定を準用する」に改め、同項ただし書を削る。

第21条第1項中「請求があったときは、検査」を「検査の請求があったときは、速やかに検査」に改め、同条第2項中「要した」を「要する」に改める。

第24条中「メーターの点検」を「メーターによって計量」に改め、同条ただし書中「やむを得ない」を「、やむを得ない」に、「点検」を「計量」に改める。

第25条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第26条第1項中「途中」を「中途」に改め、同項第2号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「途中」を「中途」に改める。

第27条第1項中「、一時的」を「一時的」に改める。

第28条第1項中「納入通知書」の次に「、口座振替」を加える。

第29条中「申込み後、徴収」を「申込後に徴収」に改める。

第30条見出し中「軽減」を「減免」に改め、同条中「、その他」を「その他」に、「軽減」を「減免」に改める。

第32条第2項ただし書きを削る。

第33条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「使用水量の計量又は第31条の検査を拒み又は」を「計量又は第31条の検査を拒み、又は」に改め、同条第3号中「恐れ」を「おそれ」に、「これを」を「これを」に改める。

第34条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「、60日」を「60日」に改める。

第35条中「一に」を「いずれかに」に、「を科することができる」を「に処する」に改め、同条第1号中「給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去」を「給水装置工事を」に改め、同条第2号中「第17条第2項」を「第17条第1項」に、「使用水量の計量」を「計量」に、「検査、又は」を「検査又は」に改め、同条第4号中「、又は」を「又は」に、「詐欺」を「偽り」に改める。

第36条見出し中「料金を免れたもの」を「料金又は手数料を免れた者」に改め、同条中「詐欺」を「偽り」に、「、第29条」を「第29条」に、「ものに対し」を「者については」に、「を科することができる」を「に処する」に改める。

次は、新たに条文を加えるための条の繰り下げ、及び文言の整理です。

第37条中「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第40条とする。

以下は、条例で定めることとなったものを追加するものです。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

布設工事監督者の配置基準の対象となる水道の布設工事につきましては、水道法に定められている水道の布設工事をそのまま引用しています。

(布設工事監督者を配置する工事)

第37条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

布設工事監督者の資格基準につきましては、水道法施行令で定めている、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業生、及び外国の学校において日本の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校で資格に必要な課程に相当する課程を習得した者につきましては、実情にそぐわないことから規定せず、新たに、工事の施工に関する技術上の監督業務を行なうという趣旨から、水道法施行令では定めがない、建設業法において施工技術の確保を目的に行なっている、土木施工管理の技術検定合格者を加えております。また、水道の技術上の実務経験年数については、本町の場合、計画給水人口が5,020人で、水道法では「水道事業」となりますが、過去の給水人口実績及び第4期総合計画における将来人口を考慮した場合、給水人口が5,000人以下の「簡易水道事業」の事業規模であることから、簡易水道の場合の実務経験年数としています。

(布設工事監督者の資格)

第38条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業生にあつては6箇月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定に合格した者（検定種目は土木施工管理に限る。）であつて1級の合格生にあつては1年以上、2級の合格生にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

水道技術管理者の資格基準につきましては、水道法施行令に定められている学歴等による区分をそのまま引用し、実務経験年数については、布設工事監督者の資格基準同様、簡易水道の場合の実務経験年数としています。

（水道技術管理者の資格）

第39条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校の卒業生については2年6箇月以上、第3号に規定する学校の卒業生については3年6箇月以上、第4号に規定する学校の卒業生については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議案2案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第71号から行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 議案説明資料のほうで、単純な質問なんですけれども、21ページの「除外施設」と「除害施設」の違いと改めた根拠、それから下のほうの13条の「当該使用者は」というのが、「使用者は」に変わってますが、この違いの説明、条例ごとの質疑ということなんですけど、地域の自主性及び自立性を高めるための改革といわれている「地域主権改革一括法」によって、こういうことが行われていると思うんですけど、私はちょっと勉強不足なんですけれども、町の権限が大きくなるということなんだと思うんですけども、町にとっておおざっぱに言って、どういう点でメリットがこれによって生じるのかっていうことを伺っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 一点目の除外、「外」から「害」に変わるという言葉ですけども、水質処理するため害のあるものを除くための施設ということで害というふうになっております。

それから、当該使用者を使用者に変えたのは、ここでは当該という言葉が必要ないということに削らせていただいております。

それと、条例を定めることになったことによってどういうメリットがあるかということですが、今までは国の法律によってそういう物のつくる基準とかが定められておりましたけれども、地域の実情に合ったものを条例で定めてつくるようにできるというメリットがあるということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 単純な質問なんですけど、38ページの第36条、「詐欺」を「偽り」にとなっておりますが、騙すという意味では「詐欺」でいいと思うし、うそをつくということは「偽り」というふうに考えられるんですけども、私は「詐欺」のままでいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の改正について。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 漢字の性格といたしまして当時できたときは「詐欺」という言葉を使っていました。「詐欺」については、「偽り」にするのが望ましいというふうになっておりまして、それで今回条例改正するにあたりまして、「詐欺」を「偽り」という言葉に変えさせていただいたということでございます。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 当初から「詐欺」を「偽り」ということだったんだろうけれども、いろいろ前の説明資料を読むと、かなり手の込んだ1号、2号、3号でもこういうことに対しての「詐欺」という意味で、これはかなり悪質だと思うんです。これをそのまま当てはめていくと。だますつもりでやっているという意味からいくと、「詐欺」が望ましいんじゃないかと思うし、うそっていうのは、なかなか「偽り」というのに当てはまらない気がするんです。そ

の辺もう一度どうなんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

法令上の関係ですので、総務課のほうで一定程度の整合性をとりながら行ってございます。実際に法令用語で使う用語については、それぞれ用語の適正さを一定程度基準を設けてございます。過去に「詐欺」というこの言葉は特に問題なく使ってたんですが、法令的になるべく使わないような形でのそれぞれ基準がございまして、これを「偽り」という形で表現すると。「詐欺」というのは刑法の部分で出てくる表現なんで、そちらの法令の部分では使うことがあると思いますけれども、条例上ではなるべく使わないような形ですのでこの際に改正してございます。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これもまた、単純な質問で申し訳ないんですが、いずれにしても今の川村議員の質問の中で、目的は料金をごまかす目的ですよ。この部分は、偽って料金をごまかすと。不正の行為によって料金をごまかすと。どこが違うんでしょうかね。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、それぞれ条例つくる上で法令上の表現の仕方が一定程度馴染む部分と住民にわかりやすい部分といろいろございまして、一定程度の整理をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 19条第2項の改正前は、「消防の演習に使用するとき、町長の指定する町職員の立会を要する」を立会いを求めないで、町長の届け出だけにした部分の理由があれば教えてください。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

改正前は、二つ要点的に変えております。一つは、私設消火栓について、消防と消防の演習しか使えないということになっておりました。それ以外にも一時的に大量の水を使いたいんでその消火栓を利用したいというときに、今の条例ですと私設消火栓を使用できないということで、その必要が認められた場合はそれにも使用できるようにしたということと、もう一つはそのたびに、町の職員が立会をしなればいけないという条例になってたんですが、それは必ずしも町職員が立会しなくても事前に届けてもらうことでいいんじゃないかということで、職員も減ってきておりますし、そういうことで必ず立会しなればならな

いという根拠もないものですから、そういうことで改正させていただきました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第72号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号、議案第72号は、原案可決されました。

◎議案第73号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。議案第73号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町町営住宅管理条例の一部改正で、「地域主権改革一括法」の制定に伴い、町営住宅等の整備基準を条例で定めることとなったことから、これらを加えるとともに、法制執務上の文言整理並びに条例名の改正を行うというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料については45ページ以降を参照願います。

議案第73号。標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

標茶町町営住宅管理条例（平成8年標茶町条例第20号）の一部を次のように改正する。

この度、町営住宅等の整備基準を定めることにより、住宅全般をつかさどることになることから、題名中「管理」を削る。

次に、町営住宅等の整備基準を定めるため、目次中「第1章 総則（第1条－第2条の2）」を「第1章 総則（第1条－第2条の2） 第1章の2 町営住宅等の整備基準（第2条の3－第2条の18）」に改める。

次に、第1条を根拠法令を明示した条文に改めるために、第1条中「改良住宅の設置」の次に「、整備」を加える。

次に、町営住宅等の整備基準を定めるために、第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 町営住宅等の整備基準

(町営住宅等の整備基準)

第2条の3 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める町営住宅等の整備基準は、この章に定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第2条の4 町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第2条の5 町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第2条の6 町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第2条の7 町営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第2条の8 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第2条の9 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第2条の10 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として町長が定めるものが講

じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第2条の11 町営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。

2 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。

3 各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第2条の12 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

(共用部分)

第2条の13 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として町長が定めるものが講じられていなければならない。

(附帯施設)

第2条の14 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第2条の15 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第2条の16 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第2条の17 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第2条の18 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） これも単純な質問なんですけど、例えば麻生にある公営住宅、あるんですけども、ここに出ている防犯関係の条項からいきますと街灯的なものは今までは、仮に町内の街灯でやっているんですけど、ここでいう防犯の関係だとか、整備の安全だとか、安心だとかって書いてある条項からいくと、防犯関係はどういう捉え方をしたらいいんですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 2条の10に関連する部分かと思えます。

住宅の基準、2条の10、住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならないという部分かなと思えます。この部分では「住宅には」という部分がありますので、麻生で申し上げますとインターホンでカメラをつけたとか、そういうものが住宅の部分についてはあるのかなと思っています。それから、今議員ご質問の住宅施設内全体の街灯等の部分につきましては、全体の配置計画や通路等の計画の中で、安全上の考え方をしなければならないんだろうなと思えます。条例上ではその部分細かくうたっておりませんが、この部分以外の部分、条例でうたわれない部分防犯上だとか安全上、道路交通上の安全とかというには、計画して実施する分には町の権限でございますので、その状況敷地の状態等、通路の状況等含めて条例上規定しなくても、計画で実施することは可能というふうに考えてます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 話はわかるんですけども、うちの例えばの例で、うちの町内のことでいけば、防犯の街灯については町内で付けてるのさ。町内でね。町内のなかで付けているんですけども、こういう形の中でやるとこの事業そのものが町営でやる形の中では、街灯やなんかはこの条例の中ではどういう解釈、僕がすればいいのかというのを聞いてるんです。そういうものは全く抜きになってるんですかと。だけど、この条文からいけば安全だとかそういう関係に対するやつはうたわれているから、意味の中にはそういうものも入っているのかなと思うんですけども、それらをどういうふうになるのかと聞いている、ただそれを単純に聞いているだけなんですけども。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 公営住宅で建てた敷地の中で、設置したものについては町のほうですけども、同じ町内会の中でも建てた場合のっていうお話ですよ。

（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 街灯等につきましては、麻生で言いますと既存の部分でありましたので、設置につきましては町のほうでやりまして、その後の維持費、電気代につきましては、今までどおり従前の例でやっていくということでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） そしたら街灯については今までどおりだと、こういう考え方でいいんですね。はい。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） それこそ単純な話と言えはそれまでなんですけれども、町営住宅の一戸の面積が25平方メートル以上ということでここに書いてあるんですけれども、今まではいくらになっているかちょっと私も認識不足でわからないんですけれども、25平方メートル以上でなんぼまでっていうことがないんで、これから例えば町営住宅をつくらうとしたときにもっと大きいのができるのかなって感じはするんですが、その辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

現在麻生の例で申しますと、一番小さい2DKで約60平米ぐらいもってます。基準上、この条例上で提案させていただいてます部分というのは、あくまでもこれ以上大きくつくる部分については、計画をもってやることですので、将来的に数字的には少し極端なことかもしれないかもしれませんが、小さいものもつくらなければならない状態のことも考えて国のほうの参酌基準でも、それまでは19平米という状態だったんですが、25平米という形で参酌基準が出てきまして、これを検討した結果、将来に向けてこれ以上小さいものを整備する可能性があるということで25平米以上とするという、以上という形をつくってこのところで整備したものでございます。これ以上については、計画をもってするとことにはかまわないと。下を規定しているということです。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 46ページの附帯施設についてなんですが、自転車置場、物置、ごみ置場等の施設と載ってますけども、今までの公営住宅どこでもそうなんですが、必ず車の駐車場、スペースはつきものだから、あたりまえだからここに載っていないのかどうか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

駐車上につきましては、条例の中に駐車場の管理ということで53条に設置しております。そこで使用許可を得ていただいた車を駐車していただいていることになっておりまして、各団地、ただ、今は2台以上車を持っている方もいらっしゃるということもありますけれども、

とりあえず今のところ入居の入れ替えのときに車のお持ちの方は申請していただいて、許可を出して駐車していただいているという形になっております。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 私は今まで理解してたのは、必ず一戸に一台ぐらいのスペースで、必ずつきものだと思ってたんですが、今説明のとおり申請して許可うんぬんっていう話があったんだけど、それがなければ一戸に駐車スペースというのは当たらないということなんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 許可にあたりましては、地番でいきますと一つの大きいくくりで地番になっていますので、俗に言う駐車スペース、ラインを引いて置くようになっていきます。たいがいの新しい団地は。ほかの古い団地はそうになってございませんけれども、許可の関係で言いますと大きい敷地の中ですので、言ってみれば脇やら空いてるスペース含めて駐車をできるという形で今のところやっておりますので、特段そのトラブル等も今のところは発生はしてなく皆さんのほうで理解していただいているということになっております。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） まあだいたい理解いたしますけれども、私も2、3年前に公営住宅のほうに知り合いを尋ねて行ったときに、その方は車は持ってない方なんですけど、スペースというのは一応割り当てられていて、例えばその人のところへ行ってその人の車はないけれどもその人のスペースだっていうことで止めたような記憶があるんです。だから、その辺ちょっとすっきりしないんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 現状は来客の方の関係わかります。入居されてる方々が、例えば仕事の関係で朝出る方、昼出る方常に満車状態ではないんですけど、今のところ来客等の住居以外の方のスペースについては皆さんで、ちょっと遠くなりますけれども置いてもらうとかそういう形になっております。そんなことで今理解をしていただいているという形です。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） そういうことではなくて、私が聞いているのは、例えばそこに住んでらっしゃる方が車もってなくても駐車スペースというのは割り当てられたような気がしたんで、来客用のスペースではなくて、ですから車もっていて申請がどうのこうのじゃなくて、その辺がちょっとすっきりしないんでお聞きしたんです。

（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

駐車上の使用につきましては、車を持っておられない方につきましては申請行為が必要となりますけれども、戸建ての部分と3階建てと違いますけれども、あくまでも申請行為がない限りは使用できない、けれども来客用が空いていれば自由にお使い下さいということでございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

公住の駐車スペースにつきましては今現状は、一つは充足されている部分になっているというふうに理解をしております。今後、それについては、時代の趨勢も含めまして、今後必要とした場合にはまた考慮しなければならないというふうには思いますけれども、今現状につきましては、入居者の中での協議の中で円滑に使用されているという内容になってますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） また単純な質問になるんですが、この条例文を見ると今実際建っているところも、開運も桜も麻生も本当に素晴らしい住宅で、この条例にあったような内容になっていると思うんですが、かなり古い住宅と今建っている住宅の快適さの差が結構あるんだと思うんです。それで聞きたいのは、この条例は古い住宅にも当てはまるんでしょうね。それが一つと。それからもう一つは、各住戸に設備されている浴室という言葉の概念、定義なんですが、浴室というのは単なる浴室のスペースではなくて、風呂桶があって風呂釜があってちゃんと入れるというような、ふうに解釈してよろしいんでしょうか。この二つだけです。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

古い建物住宅それから今後の計画はどうなってるか含めましたところ、勘案いたしますと今提案した中で例えば風呂が設置されていないですとか、下水道がまだつながっていないという部分がございます、それから新しい計画の部分も含めまして今年度3月31日までに規則のほうで経過措置として整理させていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私そういうこと聞いたんじゃないかと、浴室の定義です。条例の中の浴室の定義はどうであるかということとをさっきいくつかの例を出して聞いたことと、この条例は当然のことながら、古い公住にも新しい公住にも適応する条例でいいですねということとを聞いたんです。ただそれだけなんです。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時36分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

さきほど前段冒頭ありました浴室の定義でありますけれども、それについては入浴可能な状況を指している部分だというふうに思っています。それで古い住宅もこの条例の中で適応するかという概念的にはそういう形になると思いますが、これにつきましては25年4月以降にこの状況に近づけていく努力をしていくと、それは建替えも含めてでありますけれども、そういう形で行っていかないとというふうに考えているところであります。それによってまた料金の改正等もあるかもしれませんが、それについてはこの状況の基準に合わせて進めたいと考えていますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 第2条の16の集会所ということが出てきました。これは集会所を設置しなければならないという解釈ではないというふうに思うんですが、今後においては集会所というのは戸数に応じて建設していくってことの条項なんですか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

集会所は設置する努力義務でございますし、あと計画がまだはっきりしておりませんので、住戸数の何戸建てれば集会所建てますよという基準もまだ明確にはしておりません。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は、原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第74号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、地域主権改革一括法により、従来、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定されていましたが、権限委譲により、町が設置する一般廃棄物処理施設に限り、技術管理者の資格に関する基準を、町が独自に条例制定することになったので所要の改正を提案するものであります。

議案説明資料は49ページをご覧ください。

以下、内容について説明いたします。

議案第74号。標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例。

標茶町廃棄物処理施設設置条例（平成6年標茶町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（職員）

第3条 廃棄物処理施設に所長、技術管理者その他必要な職員を置く。

（技術管理者の資格）

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次に掲げる事項とする。

（1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

（2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

（4）前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は、原案可決されました。

○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

◎議案第75号・議案第76号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第75号・議案第76号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第75号及び議案第76号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

両案は、地域主権改革一括法により、社会福祉施設等の人員、設備や運営に関する基準について、従来、厚生労働省令で定めることとされていた「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」等を市町村が自らの責任により条例で定めることとされました。

また、平成23年6月15日付けで「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービス業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準等も、市町村が条例で定めることとされました。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る事業は、現在、厚生労働省令に定める基準に従い適切な運営がなされていると判断し、基本的に厚生労働省令に定める基準に従い条例を定めることとしますが、3項目については、町独自の基準を定めることといたしました。3項目については説明の中で改めて説明いたします。

今回、標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、及び標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を新たに制定するため提案をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第75号。標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を

別紙のとおり制定する。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等（第4条・第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例
（第43条・第44条）

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等（第45条・第46条）

第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）

第3節 設備に関する基準（第49条）

第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—
第63条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）

第3節 運営に関する基準（第67条—第80条）

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第81条）

第2節 人員に関する基準（第82条—第84条）

第3節 設備に関する基準（第85条・第86条）

第4節 運営に関する基準（第87条—第108条）

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第109条）

第2節 人員に関する基準（第110条—第112条）

第3節 設備に関する基準（第113条）

第4節 運営に関する基準（第114条—第128条）

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第129条）

第2節 人員に関する基準（第130条・第131条）

第3節 設備に関する基準（第132条）

第4節 運営に関する基準（第133条—第149条）

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第150条）

第2節 人員に関する基準（第151条）

第3節 設備に関する基準（第152条）

第4節 運営に関する基準（第153条—第177条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第178条・第179条）

第2款 設備に関する基準（第180条）

第3款 運営に関する基準（第181条—第189条）

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針（第190条）

第2節 人員に関する基準（第191条—第193条）

第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

第10章 委任（第203条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。

(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数

に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

ここで、サービス提供者の関係で町及び地域包括支援センターというのを入れています、国の省令では市町村他の地域密着型サービス事業者というふうになっていますが、標茶町の現状を踏まえたときに、運営にあたっての連携先としては現在の地域包括ケアの核となる地域包括支援センターが主体となっておりますので、標茶町の独自基準としてここに地域包括支援センターという文言を入れさせていただきました。ここが町独自の分の第一点目です。

3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等

(基本方針)

第4条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

(3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

(4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として

看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

第2節 人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をい

う。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項第1号、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第2号において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第3号において同じ。)

(8) 指定複合型サービス事業所(第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下単に「指定介護療養型医療施設」という。)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪

問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（第25条第1項及び第26条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。

10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第26条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

- (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
- (2) 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くと

も当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族か

ら求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第23条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。

(6) 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。

(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

(主治の医師との関係)

第25条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第26条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。

6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

7 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。

8 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。

9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

10 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

12 前条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第27条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

（利用者に関する町への通知）

第28条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第29条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（管理者等の責務）

第30条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第38条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問

介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第28条に規定する町への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

この保存年限につきましては、国の省令では完結の日から2年間という規定になってますが、地域密着型サービスの適正な給付事業者が不適切な介護給付の支給を受けた場合における介護給付費の返還請求の消滅時効については、地方自治法の第236条第1項により5年とされています。そのため標茶町においては、介護報酬の過誤請求等について適切な対応ができるよう文書の保存期間は5年間とするというふうにしたいということです。

この分については町独自の基準となっております。

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（適用除外）

第43条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

（指定訪問看護事業者との連携）

第44条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

- (1) 第26条第3項に規定するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 第39条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等

(基本方針)

第45条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)

第50条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

(4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

(夜間対応型訪問介護計画の作成)

第52条 オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具

体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。

2 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

(緊急時等の対応)

第53条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

第54条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を

提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（地域との連携等）

第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 夜間対応型訪問介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーショ

ンセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 3時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単

独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1以上

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 年標茶町条例第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合であっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対

応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通

所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第67条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第69条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 認知症対応型通所介護従業者（第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の

把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。）
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 認知症対応型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」と

いう。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者とその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にか

かわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所について

は、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第96条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第192条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受

け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第47条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで

(設備及び備品等)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅サービス事業者等との連携)

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第90条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、北海道国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第95条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第96条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第97条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第98条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第99条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

(5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サ

サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援

助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第82条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 居宅サービス計画

(2) 小規模多機能型居宅介護計画

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時08分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員番 2番 長尾式宮

署名議員番 3番 菊地誠道

署名議員番 4番 本多耕平

平成24年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成24年12月13日（木曜日） 午前10時00分開会

第 1 議案第75号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第76号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第 2 議案第77号 平成24年度標茶町一般会計補正予算

議案第78号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第79号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第80号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第81号 平成24年度標茶町病院事業会計補正予算

議案第82号 平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算

第 3 選挙第 1号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

第 4 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

追 加 議案第77号 平成24年度標茶町一般会計補正予算

議案第78号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第79号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第80号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第81号 平成24年度標茶町病院事業会計補正予算

議案第82号 平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算

（議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、

議案第81号、議案第82号審査特別委員会報告）

○出席議員（13名）

1番 松下 哲也 君

2番 長尾 式宮 君

3番 菊地 誠道 君

4番 本多 耕平 君

5番 林 博 君

6番 黒沼 俊幸 君

7番 後藤 勲 君

8番 舘田 賢治 君

9番 鈴木 裕美 君

10番 田中 敏文 君

12番 深見 迪 君

13番 川村 多美男 君

14番 平川 昌昭 君

○欠席議員（1名）

11番 熊谷善行君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第75号・議案第76号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第75号・議案第76号を一括議題といたします。

昨日に引き続き、議題2案の内容説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 30ページ、第6章の認知症対応型共同生活介護から説明を開始いたします。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第124条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。

4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第74条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第114条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切

な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第116条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心

して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすく説明を行わなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第110条第5項の計画作成担当者という。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第119条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第120条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又はし好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居

させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第99条中「小規模多機能型

居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。

ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする

る者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- (2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第132条 指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあつては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるも

のとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第145条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第137条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 地域密着型特定施設従業員は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第139条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第130条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第140条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(機能訓練)

第141条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行

わなければならない。

(健康管理)

第142条 指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第143条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第144条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備え

るため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(記録の整備)

第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型特定施設サービス計画

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居

住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型

サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入所定員は29人以下とする。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ここで、町の独自基準の3番目です。

国の省令では、居室の定員については一人となっていますが、北海道の条例も実は4になってまして、道内の状況を勘案しながら標茶町においては、これに該当するやすらぎ園が現在ありますが、現在でも4のままになっていますが、4以下ということでその辺も含みまして、標茶町の場合については道条例と合わせてこの基準については4人以下というふうに独自基準を設定させていただきました。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(4) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(7) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ

て臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(8) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(10) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第10号までに掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所の

ために必要な援助を行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第181条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第181条第3項第1号において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第181条第3項第1号において同じ。））を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第181

条第3項第2号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第181条第3項第2号において同じ。))を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第159条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第161条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号の内容説明を続行いたします。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（健康管理）

第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

密接に連携すること。

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果に

ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型施設サービス計画

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第178条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により

一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第179条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2款 設備に関する基準

（設備）

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

（ア）一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

（ウ）一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

（エ）ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

（ア）共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ）一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ）必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

（ア）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を

限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第183条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を取ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を取ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情が

ある場合は、この限りでない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（複合型サービ

ス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。

6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。

7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第192条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定複合型サービス事業者の代表者）

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

（設備及び備品等）

第195条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等

を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

第4節 運営に関する基準

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第196条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。

(11) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第198条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）

第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第200条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

第201条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 居宅サービス計画

(2) 複合型サービス計画

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第198条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第199条第9項に規定する複合型サービス報告書

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (7) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 委任

第203条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）の施行の日（以下「基準省令施行日」という。）の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。

3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。）又は療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第8号アの

規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第8号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第9号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後13時25分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号の内容説明を続行いたします。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 議案第76号の内容説明を行います。

議案第76号。標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の制定について。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）

第3節 運営に関する基準（第11条—第40条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条—第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条・第48条）

第4節 運営に関する基準（第49条—第65条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条—第69条）

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第70条）

第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）

第5章 委任（第91条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。

(3) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。

(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1以上

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年標茶町条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事

業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広

さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に

については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送

迎に要する費用

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する町への通知)

第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第6条又は第10条の管理者をいう。以下この条及び第42条において同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第5条第4項又は第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。）

(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めな

ればならない。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う

法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標

を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

(3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を

併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後14時24分

再開 午後14時30分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号の内容説明を続行いたします。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。））であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置か

なければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第67条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の規定にかかわらず指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることのできるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第85条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで

（設備及び備品等）

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス事業者等との連携）

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、北海道国民健康保険団体連合会に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知

するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防

小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

(4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

(5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

(7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

(8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊

重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

(15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第68条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければ

ならない。

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災

害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員

- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第70条に規定する基本方針及び

前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

(3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。

(7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

(8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

(11) 第1号から第9号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又はし好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第5章 委任

第91条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

4 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、予防省令の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。

以上で、議案第75号及び議案第76号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議題2案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第75号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、議案第76号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題2案は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議題2案は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議題第77号ないし議題第82号

○議長(平川昌昭君) 日程第2。議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号を一括議題といたします。

議題6案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第77号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成24年度一般会計補正予算(第4号)でございまして、各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額、増額の補正を行なうとともに、子育て支援、牧場体制の強化、磐石な除雪対策などに資するため、歳入歳出それぞれ1億6,918万3,000円を追加し、総額を107億8,681万2,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なもの申し上げますと、児童館への改修工事費として900万円、国営道営事業負担金として1,084万2,000円、除雪対策委託料で9,000万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、病院事業会計へ603万6,000円、後期高齢者医療特別会計へ68万円を追加し、上水道事業会計負担金は123万5,000円の減、下水道事業特別会計は610万1,000円の減となっております。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込み、地方交付税の増額及び前年度

繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第4号）。

平成24年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億6,918万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,681万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに1件追加するもので、畜産特別支援資金（平成24年度）で、期間は平成25年度から平成49年度、限度額は融資金1億9,424万1,000円に対する利子補給488万1,000円であります。

22ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額に、畜産特別支援資金（平成24年度）の融資金1億9,424万1,000円に対する利子補給488万1,000円を追加し、合計で40億3,791万4,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は488万1,000円を追加し、3億126万2,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度支出額は変わりはありません。財源内訳は合計で申し上げますが、国道支出金6,834万7,000円、その他1億2,450万4,000円、一般財源で1億841万1,000円であります。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第78号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）です。保険給付費のうち一般高額療養費の支出が当初見込みを上回る予定となったことからまた、平成23年度出産育児一時金補助金が確定されたことによる精算返還金が生じたことから、所要の予算措置を行うものであります。

なお、本案につきましては、11月28日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申を

いただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,476万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明をいたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

議案第80号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

平成24年度基盤安定負担金額が確定されたことにより、歳入歳出について所要の予算措置を行うものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億443万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」についてはただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第78号及び議案第80号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第79号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたし

ます。

本案は平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳出におきましては4月の人事異動に伴う人件費の補正、及び歳入におきましては一般会計からの繰入金及び繰越金の補正を行なうものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,386万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第79号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第82号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行なうものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成24年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、123万5,000円を減額し、9,530万8,000円とする。第2項営業外収益、123万5,000円を減額し、2,101万8,000円とする。

支出。第1款水道事業費用、123万5,000円を減額し、9,354万6,000円とする。第1項営業費用、123万5,000円を減額し、8,188万3,000円とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 職員給与費、211万9,000円を減額し、2,177万9,000円とする。

(他会計からの負担金)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 一般会計(人件費分)、123万5,000円を減額し、1,549万2,000円とする。

以下、予算書に従い説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略)

3ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業会計資金計画(補正)です。

補正部分のみの説明といたします。

初めに受入資金ですが、3. 他会計負担金、123万5,000円を減額し2,129万8,000円。6. 前年度繰越金、258万9,000円を追加し2億2,614万4,000円。合計で135万4,000円を追加し補正後の額は3億3,531万2,000円。

次に支払資金です。

支払資金、1. 営業費用、123万5,000円を減額し4,572万1,000円。5. 前年度前受金返済、73万6,000円を減額し76万4,000円。7. 前年度預り金返済、2万1,000円を減額し2万9,000円。合計で199万2,000円を減額し、補正後の額は1億1,807万3,000円。差引の増減は、334万6,000円の追加で補正後の額は2億1,723万9,000円です。

6ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部。1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は7億5,684万5,000円、(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計481万7,000円、固定資産合計は7億6,166万2,000円。2. 流動資産、(1)現金預金2億1,723万9,000円、(2)未収金832万円、流動資産合計は2億2,555万9,000円、資産合計は9億8,722万1,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3. 固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円。

4. 流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部。5. 資本金、(1)自己資本金は4億3,463万7,000円、(2)借入資本金、イ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億5,840万9,000円、資本金合計は8億9,304万6,000円。6. 剰余金、(1)資本剰余金、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,850万3,000円、(2)利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は2,392万5,000円、剰余金合計は6,242万8,000円、資本合計は9億5,547万4,000円、負債資本合計は9億8,722万1,000円です。

2ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第82号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時28分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

◎時間延長の議決

○議長（平川昌昭君） 会議規則に定められた時間がせまりましたが、なお、残余の日程がありますので、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 議題6案の提案趣旨の説明を続行いたします。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第81号。平成24年度標茶町病院事業会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成24年度 標茶町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条総則でありまして、平成24年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出でありまして、平成24年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益は6,03万6,000円を追加し、12億812万2,000円に、第2項、医業外収益は603万6,000円を追加し、5億1,069万円とするものであります。

支出の第1款、病院事業費用は603万6,000円を追加し、12億812万2,000円に、第1項、医業費用は603万6,000円を追加し、11億5,694万7,000円とするものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（1）職員給与費で、688万3,000円を減額し、7億8,522万円とするものであります。

第4条は、他会計からの繰入金で、予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助で、603万6,000円を追加し、4億5,290万4,000円に、合計は、603万6,000円を追加し、4億9,953万6,000円とするものであります。

第5条は、たな卸資産購入限度額で、予算第7条中「1億1,400万円」を「1億2,400円」に改める。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に3ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。まず受入資金でございますが、2の前年度未収金で2,049万8,000円を追加し計で7,049万8,000円、3の一般会計補助金で380万5,000円を減額し計で1

億494万7,000円、4の一般会計負担金で984万1,000円を追加し計で3億9,458万9,000円、7の前年度繰越金で4,395万円を追加し計で1億8,160万4,000円、受入資金合計では、7,048万4,000円を追加し計で15億3,132万7,000円であります。

次に支払資金でございますが、1の事業費用で629万円を追加し、計で11億129万7,000円、2の前年度未払金で4,834万8,000円を追加し、計で8,034万8,000円、支払資金の合計では5,463万8,000円を追加し、計で14億1,364万9,000円であります。受入資金と支払資金の差し引きでは1,584万6,000円の追加となり、計では1億1,767万8,000円であります。

次に7ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部1の固定資産（1）の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で19億3,110万1,000円、（2）無形固定資産はイ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。（3）投資のイ長期貸付金は4億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は23億3,148万9,000円となります。

2の流動資産は（1）の現金・預金から（3）の貯蔵品までで1億7,567万8,000円で、資産合計は25億716万7,000円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債（1）の未払金から（2）の預り金までの合計は3,700万円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4の資本金（1）自己資本金9億38万8,000円、（2）借入資本金は企業債で13億1,289万4,000円、資本金合計で22億1,328万2,000円、5の剰余金（1）資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は2億6,903万2,000円、（2）欠損金については、イの当年度未処理欠損金1,214万7,000円で、欠損金合計も同額であります。剰余金合計2億5,688万5,000円、資本合計で24億7,016万7,000円、負債資本合計で25億716万7,000円であります。

次に2ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことを報告いたします。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題6案は、直ちに、議長を除く13名で構成する議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題6案は、議長を除く13名で構成する議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号審査特別委員会に付託し審査するこ

とに、決定いたしました。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 6時05分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎選挙第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。選挙第1号を行います。

お諮りいたします

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推薦にいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員については、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君、同補充員については、松本美代子君、佐々木幹彦君、蜂谷梢君、寺島喜寿君以上の諸君を指名いたします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位によるものといたします。

お諮りいたします

ただいま、議長が指名しました諸君を選挙管理委員並びに同補充員の当選人に決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙管理委員には、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君、同補充員については、松本美代子君、佐々木幹彦君、蜂谷梢君、寺島喜寿君以上の諸君が、当選されました。

以上、選挙第1号を終了いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会・厚生文教委員会・議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） ただいま、議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第77号ないし議案第82号

○議長（平川昌昭君） 議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしましたと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成24年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 6時11分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員番 2番 長尾式宮

署名議員番 3番 菊地誠道

署名議員番 4番 本多耕平